

特249

895

考證

古賀家譜

上卷

(郷土研究雜誌「筑後」第六卷第十號所載)



始



目次

古賀家譜綱要……………一

一、古賀と云ふ姓氏……………(古賀姓研究)……………一

二、神に仕ふる家……………(天兒屋根命)……………三

三、雷大神……………(卜部姓問題)……………五

四、伊香と鹿島……………(中臣の二系)……………七

五、藤の花咲く……………(藤原鎌足公)……………八

六、弓箭の譽……………(藤原秀郷公)……………一一

七、寄掛の旗……………(武藤の家系)……………一一

八、九州下向……………(少貳資頼公)……………一三

九、殉國の血……………(少貳資能公)……………一六

一〇、統帥の重責……………(少貳經資公)……………二一

一一、日の大將軍……………(少貳景資公)……………二四

一二、矢合の鎧矢……………(少貳資時公)……………二七

一三、も一人の勇將……………(未詳の公達)……………三三

特249  
895

考證 古賀家譜 上卷

古賀家譜綱要

皇國の精華は敬神崇祖に本づく。詩に曰く「孝子廣からず、永く爾に類を賜ふ」と。按ずるに、我が古賀氏の祖は悠々三千年遠く神代の昔に遡る。即ち古賀氏は少貳氏に出で、少貳氏は武藤氏に、武藤氏は藤原氏に、藤原氏は中臣氏に出づ。而して中臣氏は長くも天兒屋根命の裔なり。

藤原大織冠鎌足公は、齊明・天智天皇の二朝に歴侍し、我が朝倉の橘廣庭に遷らる。や、天皇の玉體奉護、皇軍の武運長久祈願のため、此地に宮野神社を創建し、武神にして且つ祖神たる天兒屋根命を祀らる。時正に齊明天皇の七年(聖元一三)なり。

建久三年(建治甲子)武藤資頼公は太宰少貳として九州に下向、文治三年(治承三年)の元寇兩役には、少貳資能・經資・景資・資時諸公、全九州の將兵を率ゐて、誠忠殉難、以て皇基を奈山の安きにおく。宜なる哉、舉家御贈位の恩命に浴せらる。

その後、永正三年(聖元二二)少貳重房公、穂波郡彌山の山中に隠れ、始めて古賀氏を稱へ、その子古賀重儀公は、天文二十三年(聖元二二)我が上座郡に居を移し、平松邑を興し、氏族連綿、その末裔は、大庄屋職並びに古毛・平松・須川、宮野烏集院・田

古賀益城



多連・入地・上下大庭・石成・長淵・上寺諸地方の里正として地方郷土の爲め、貢獻せし處尠しとせず。

祖を同じくし、志を同じくする我等、今後益々血族の盟を固くせんが爲め、古賀氏同族會を組織し、祖宗を敬仰し、遺勳を欽慕すると共に、祖孫一系、累世協和、以て遺徳を繼ぎ、邦家、同族の隆昌を期せんと欲し、茲に古賀家譜を草すと云ふ。

一、古賀と云ふ姓氏

古賀氏は、古來「姓氏靈」等にも記るされた極めて普通の姓氏である。しかし全く古賀氏と稱する家でも、その系圖を調べて見ると、それ／＼別な系統をなしてゐるのである。蓋し古賀の姓氏は多く其所縁の地名を採つて名乗つたものが多いからである。

古賀の地名は空閑から出てゐる。荒蕪の地が即ちクガであり、之を開墾して新耕地としたのがクガツルである。やがてそのクガがコガと轉じ、コガ・クガの地名が各所に出來たのである。

試みに地名辭書・地圖等を繰つて見れば、古賀(コガ) 筑前・筑後・肥前に多し。

古我(コガ) 相換にあり。

古河(コガ・フルカハ) 下總にあり。

小鹿(コガ・ヲジカ)

小賀(コガ・ヲガ) 安藝にあり。

玖賀(コガ・クガ)

玖珂(コガ・クガ) 丹波にあり。

久賀(コガ・クガ)

久我(コガ・クガ) 山城・下野・周防等にあり。

空閑(コガ・クガ)

肥前にあり。

等を散見する。而して我が古賀氏改姓の祖古賀重房の法名を空閑院殿宗本大禪定門と云ふも、ゆかり深く思はれる。

次で太田亮の「姓氏家系大辭典」を繕どけば、古賀氏に就いて左の如く記載してゐる。

古賀 近江國高島郡に古賀庄あり。其の他筑前・肥前・筑後等、此の地名甚だ多く、空閑と通じて用ひらる。

1、漢族劉姓 悉らく大藏姓にして、原田等と同族なるべし。家傳に「先祖は漢高祖の苗裔にして劉氏たり。始め甲斐國に住す。子孫、筑後國三浦郡古賀村に移り、古賀を稱號とす」と。家紋丸に二重釘抜、三鱗形。

筑後内宮権現棟木、大水筑後大名交名に「古賀殿」、領主附に「古賀某」、高良山三井寺檢地帳に「古賀右近入道、同安藝」、寛延記に「御井郡大城村光蓮寺開山は俗名古賀監物と號す」と。又古賀庄兵衛、同藤兵衛等あり。

を移し、平松邑を興し、茲に我が上座古賀氏の基をなしたのである。

### 二、神に仕ふる家

古賀氏の祖神たる(一)天兒屋根命は、その先は天御中主尊に出づると云ふが、「尊卑分脈」その他によれば

天御中主尊(國常立尊御事是れ也。彼の御別名也。)—天八下尊—

—天三下尊—天合尊—天八百日尊—天八百魂尊(此天

八十萬魂尊、此の號又

の如し。是れ正説也) 神魂命(伊勢外宮) 櫛真乳魂命—天曾巴多智命

—津速魂命(伊勢内宮) 市千魂命—興豪産靈命—天兒屋根命

となつてゐる。たゞ前田家所藏元弘本「古語拾遺」には

高皇産靈神(是を皇親神后彌伎命と爲す)

天御中主神 津速産靈神(是を皇親神留彌命。此の神の子)

神皇産靈神(此は紀祖也)

とし、世上流布さる、「古語拾遺」には津速・神皇二神を混同して、

高皇産靈神(是れ皇親神留彌命)

天御中主神 神皇産靈神(是は皇親神留彌命。此の神の子)

神皇産靈神(天兒屋命は即ち中臣朝臣の祖也)

2、伯姓 寛政系譜に「朴(文太郎、彌助)——燕(敬一)——

煜——楯」と見ゆ。朴は即ち古賀精里先生にして、曾祖父忠豊、

祖父和作、父忠能、代々佐賀藩に仕ふ。精里に至り、幕府に仕ふ

其の子孫は殿堂、次に煜は側廡、その子茶溪也。前條氏に同じけ

れど、寛政系譜、伯姓に收む。

3、清和源氏武田氏流 肥前空閑邑より起る。空閑條を見よ。大

村藩に此の氏あり。

4、豊前の古賀氏 仲津那の豪族にして、元龜天正の頃、古賀六

郎あり。又宇佐郡の豪族に古賀清晴あり。

5、雜職 其の他、酒井田系圖に古賀内藏助、又豊後佐伯毛利藩

の番頭に此の氏あり。

尙、當朝倉郡比良松地方に在住する古賀氏の別系統に就いて、

吉岡重實は其の著「齊明天智兩皇の御鴻業」中に「貝原篤信は

「惠蘇八幡宮縁起」の後叙に於いて、「古賀重賢之老父紀高重

云々」と述べてゐるが、この古賀氏は紀氏に非ず。紀氏、即ち

武内宿禰の裔と稱する古賀氏は、別に比良松に在住する舊家が

ある」と述べてゐる。

而して、我等の同族たる古賀氏は前記の諸氏と系統を異にし、

その先少貳氏に出で、少貳氏は武藤氏に、武藤氏は藤原氏に、

藤原氏は中臣氏に、中臣氏は畏くも天兒屋根命に出でたのであ

る。永正三年天兒屋根命第四十九世の裔少貳重房、徳波郡彌山

の山中に隠れ、故郷御笠郡水城邑の通古賀に因んで、始めて古

賀氏を稱へた。その後、子古賀重儀は天文二十三年上座郡に居

とせるは如何かと思はれる。

天兒屋根命は天兒屋命とも書き、興豪産靈命の御子である。母

は玉主命の女、許登能麻遲媛命である。「魏志」東夷傳所載倭

國內三十國中に好古郡國と云ふのがあつたが、コト即ち興豪産

靈命の故國でもあらうか。而して父興豪産靈命の御名興豪は言

言又は請言の約であつて、言靈の神・祝詞を掌る神であること

明らかであるが、天兒屋根命の兒屋根もまた、「古事記傳」に

は招祖泥と註し、「日本書紀通釋」には言綾根と釋し、父神と

同じく祝詞を奏する職能に基づく御名である。

「日本書紀」神代卷に「日神の天石室に閉居すに至りて、諸神

中臣連の遠祖興豪産靈の兒天兒屋命を遣して祈みまうさし

む」とあるが如く、天照大神天岩屋に籠り給ふた時、岩戸の前に

神樂を奏し、神慮を慰め奉り、布刀詔戸言を奏せし神である。

又、天孫降臨に際しては、高皇産靈尊より「吾は則ち天津神羅

及び天津磐境を起し樹てて、まさに吾孫の爲めに齋ひ奉らん。

汝天兒屋命、太玉命、宜しく天津神羅を持ちて、葦原中國に降

りて、亦吾孫の爲めに齋ひ奉れ」と詔らせて、皇孫瓊瓊杵尊に

陪從して、此の國に降り給ふたのである。爾來専ら神祇の奉齋

を勤仕したので「大中臣本系帳」に「高天原初而、皇神之御中

皇御孫之御中執持、伊賀志梓不傾本末、中良布留人、稱之中

臣「者」と記し、「康治大誓會中臣壽詞」に「本末不傾、茂槍

乃中執持且、奉仕留中臣」と述べた如く、天兒屋根命の子孫は、

世々神と君との御中を執持つ家職となつた。

天兒屋根命を祀つてゐる枚岡神社は、大阪府中河内郡枚岡村出雲井に鎮座ましましてゐる。初め神武天皇肇國の砌り、天兒屋根命の孫、天種子命に勅して、天兒屋根命の神靈を、河内國神津嶽に祭り、平國の靈時を樹てしめ給ふたが、孝徳天皇の朝に神津山麓の地に遷して、今日に及んでゐる。後に比賣神を併せ祀り、光仁天皇の朝に至つて、奈良春日神社と全じく、本社にも建御賀豆智命、伊波比主命を配祀した。延喜式内社であつて現在は官幣大社に列してゐる。(因に、藤原四所明神として崇敬深かき官幣大社春日神社は、鹿島神宮の建御賀豆智命、香取神宮の伊波比主命、枚岡神社の天兒屋根命及び比賣神の四座を祀り、奈良朝に創建せられたのである。)

天兒屋根命の御子(二)天押雲命は天忍雲根命又は天忍熊根命とも申し、父神と全じく、天孫降臨に陪從して功績を樹てたが大嘗祭に、父命の命によつて、天水を天二上より持参つたので「中臣壽詞」に「天忍雲根神、天乃浮雲仁乘且、天乃二上仁上坐且」云々と記されてゐる。一條天皇の長保五年に、春日神社の第三殿、父神天兒屋根命の本殿内に勧請して祀つられたが、崇徳天皇の長承四年に今の地に遷坐して、春日若宮神社と稱し、春日神社の攝社となつた。命の御名、押又は忍はオホシで勇健の意をあらはし、雲は天上に登りましたに因んだのであらう。

其御子(三)天種子命は天底種命又は天多壽使命とも申し、神武天皇御即位の御時には「壽詞」を奏し奉り、既に中つ國平定し、靈時を鳥見山中に設け、皇祖大神を祭らるゝ御時には、「天種子命(天兒屋命)をして、天つ罪國つ罪の事を解除せしむ」と「古語拾遺」に記してゐる。後勅命により菟狹津媛と婚し、(四)宇佐津臣命を生んだ。抑も天兒屋根命の末裔たる此の氏族を中臣と稱するに就いては中臣を「ナカトミ」「ナカツオミ」「オカトミ」と訓じ、此の氏族の職掌が、神事祭祀に與る事から、「ナカツオミ」或は「ナカトリオミ」(中執り臣)の約と解釋し、「神と人との間に立つ」或は「神と人との中を執り持つて和ぐる」の意とするの説が最も普通で、殆んど定説とされてゐる。然るに太田亮は「姓氏家系大辭典」に次の如く異説を述べてゐる。

ナカトリオミがナカトミと約まれりとの説は、我が國語の音韻轉訛より見て、殆んど顯る價値なく、こは中臣氏が後世神事に携はり、神人の間に立ちて、其の中を執り持つの意より起るとの氏名附會の傳説が古くより存するを信じ、強ひて試みたる語源説明に過ぎざるなり。次にナカツオミ(Nakatsu omi)がナカトミ(Nakatomi)となりし説は、オミとトミとの母音が重なりし爲、一音が省略せられしとするにて、類似の音韻轉訛は我が國語に極めて多ければ、極めて自然的にて確實と考へらる。而して豊前國仲津郡に和名抄は中臣郷を收め、又常陸國那珂郡(古代の仲國)より起りし仲臣氏もあれば、此のナカは地名にして、オ

ミは原始的カバネ、ツは古代ノと同様に使用されし助辭と思はれ、中臣はナカノオミの意に外ならずと考へらる。然らば太古以來の名族として、天兒屋根命の後裔と傳へらるゝ中臣氏の發祥地は何處にして、此のナカは何れの地名なるやを考ふるに、予は此の氏族の分布と、我が天孫民族の故郷が九州なりとの立場より、豊前國仲津郡中臣郷、仲津郷附近と斷定せり。この地は、豊後國風土記に「日向日代宮御宇大足彦(景行)天皇、云々。豊前國仲津郡中臣村」と見ゆ。古くより有名な地なりしを知るべし。神武紀が、此の氏の祖先種子命と同國宇佐の菟狹津姫と結婚せしを傳へ、中臣系圖が其の子を宇佐津臣とする事も此の氏の發祥地が豊國なりし傍證にして、又景行紀十二年條に、天皇熊襲親征の際、柏峽の大野にて、直入中臣神を遙拜せられしを載せたり。此等も中臣氏が古く豊國に榮えしを語る史料たるべし。即ち中臣は仲津臣なる也。

宇佐津臣命の御子(五)御食津臣命は又大御氣津臣とも書き、中臣連・藤原・荒木田神主の祖である。恩智大明神として、大阪府中河内郡南高安村恩智に鎮座します。延喜式名神大社であつて、現在は府社として祀られてゐる。

### 三、雷大神

次いで(六)伊香津臣命となるのであるが、更に十二世跨耳命も全じく伊香津使主と呼ばれた處を見ると、或は一神の名でなく、家號で「伊香の臣」の義であつたかと推せらるゝやうである。伊香は近江國伊香郡伊香郷であつて、中臣氏の宗家は當時

此の地方に在つたものと考へられ、荒木田系圖に前代御食津臣命を江州唐崎大明神、(七)梨述大臣命(又は利津臣、梨富)を志摩浦大明神、崇神天皇の朝の(八)神聞勝命に次ぎ、(九)久志宇賀主命(又は久志賀主)を竹生島大明神とせるが如き、又その一證と見られる。伊香郷は物部伊香色雄の所領であつたので、之と婚して密接なる關係を生じたものであらうか、中臣熊襲氏、中臣習宜氏の如き、物部氏族の中臣氏の發生また之に基くであらう。

垂仁天皇の朝に(一〇)國摩大鹿嶋命五大夫の一人に列した。大夫はマヘツギミ(前つ公)であつて、執政の大官であつた。天照皇大神宮を伊勢に祀らるゝや、其の祭主となつた。その子(一一)臣狹山命(又は意美佐夜麻)は景行天皇の朝に仕へた(一二)跨耳命は伊香津使主とも鳥賊津連とも稱し、雷大神とも號す。景行・成務天皇の朝の頃に連姓を賜ひ、仲哀天皇の朝には大夫に列せられ、大伴物部等と共に大夫家として、神別中第一流に位した。仲哀天皇香椎の行宮に崩じ給ふや、神功皇后親ら神主となり、武内宿禰に命じて琴を弾かしめ、鳥賊津使主を喚んで審神者となし、以て更に神教を請はしめ、天皇の表を秘して、新羅親征の事を決し給ふたのである。一本には「仲哀の朝卜部姓を賜ふ」とあるが、此は卜部氏が、自家の出自を皇朝に求めむとする作爲に誤られた虚妄である。即ち天應元年七月栗原勝子公の奏言に「先祖伊賀都臣は是中臣遠祖天御中主命

二十世の孫意美佐夜麻の子也。伊賀都臣、神功皇后の御世、百濟に使し、便ち彼の土の女を娶り、一男を生む。名づけて日本大臣と曰ふ。大臣遙かに本系を尋ねて聖朝に歸す。時に美濃國不破郡栗原の地を賜ふ。遂に栗原勝姓を負ふ」とあり、中臣栗原連姓を賜ふた事はあるけれども、此の記事は史實とは考へ難く、「姓氏錄」既に之を疑つて中臣栗原連を未定雜姓に收めてゐる次第である。

尙對馬下縣郡豆酸邑に豆酸大明神と云ふのがあり、式帳の雷命神社に當るとしてゐる。社家傳來神名帳に「豆酸雷大明神、今豆酸村にて龜トをする岩佐氏、正月に豆酸村の西なる社に詣で、此の神を祭りトをする也。龜トは雷命より傳れり。雷命はト部の神にて、神功皇后に隨ひ三韓に渡り、當國に住み給ふ。阿連村其の住處也と云傳へたり。占申も今阿連村より出す也」とあるが、龜を灼き、その縦横の文を以て吉凶をトふ龜トの法は、支那より傳つたものである。諸冊二尊國産みの條に「天つ神のみこと以ちて、布斗麻邇にトへて」とある太占とは異なる。太占とは「古事記」天祖天岩屋に陰れ給ひし條に「天兒屋命、布刀玉命を召びて、天香山の眞男鹿の肩を内拔に抜きて、天香山の天の波波迦（朱櫻）を取りて、占合まかなはしめ云々」とあるが如く、鹿の肩骨を刻みて焼き、裂くる文にて吉凶を占なつたのである。その後神武紀以來、太占の事明白に見えず、垂

仁紀、景行紀等に「トふ」と云ふは、多くは神がりの方法で神託を受け神意を知り、事を決したので、たゞ漢文に摸し「トふ」と記したに過ぎぬ。然るに令に定められたト法は、後に傳來した龜トを採用したので、ト部氏が自家の出身を飾らんとして、中臣氏の系圖を冒したものであると思はれる。

(一三) 大小橋臣命、(一四) 天久郷(又は阿麻毗舍郷)、(一五) 音穗、(一六) 阿毗古連、(一七) 眞人大連の五世に就ては、傳承「武藤系圖」には大小橋臣命——天見通命——天久郷——眞人大連の四世としてゐるが、「讀史備要」所載の系圖は此の間を五世として數へてゐるので、前記の如く正し、音穗阿毗古連の二世を荒木田系圖により補なつた、斯くて、天兒屋根命の裔たる中臣は、太玉命の裔たる忌部、天鈿女命の裔たる猿名、石凝姥命の裔たる鏡作、玉屋命の裔たる玉作と共に、天孫降臨に陪從し參わらせ五伴緒に數へられた名門であるが、當時に於ては神武天皇御東征の際臣從した天忍日命の裔たる大伴、健甕日命の裔たる物部の兩氏と共に、大夫家として、神別氏中、三者鼎立の形勢であつた。特に中臣氏は、政治上重大の意義を有してゐた八神殿の祭祀に與り、全國に數多の中臣部を有し、その頭梁として、中央政府の要路に立つてゐたから、その勢力は侮るべからざるものがあつた。然るに大伴氏對韓政策を誤り物部氏に彈劾せられて先づ衰へ、武内宿禰の裔たる蘇我氏祖先以來三藏を統べて秦・漢兩氏を支配し、新

たに勢力を得た。欽明天皇の朝、中臣鎌子あり大連物部尾興と共に我が國古來の神祇を専ら崇敬すべきを主張して、排佛論を稱へ、大臣蘇我馬子に對抗した事は、普く世の知る處である。(一八) 鎌太夫(又は賀麻太夫)は即ちこの史書に記るされた鎌子である。其の子勝海、物部守屋と共に猶ほ蘇我馬子と争ふたが、用明天皇の朝、馬子が放つた刺客の爲に斃れ、此の氏一時全く衰へた。

#### 四、伊香と鹿島

繼體天皇の朝に(一九) 黒田大連あり、欽明天皇の朝(二〇) 常磐大連に始めて中臣連の姓を賜ひ、敏達天皇の朝に(二一) 可多能祐大連、推古、舒明天皇の朝に(二二) 御食子が歴仕した按ずるに中央の中臣氏は、前述の如く鎌子・勝海の二代、佛敵となつて亡んだのであるが、「中臣氏本系帳」に特に常磐に「中臣姓始」と記したのは、勝海滅後、同姓の故を以て、中臣氏の世職を常磐に授けられたのであらう。即ち常磐の統は常陸國那珂郡(仲國)に住してゐたものか。建鹿島命(健借間)を祖とし、鹿島神宮を氏神とし、後世中臣氏より出でた藤原氏が鹿島神を氏神とし、大和國春日に勸請して其の主神としたのも此處に因由するのであらう。

「本系帳」に、常磐は「欽明帝に仕へ、恪勤供奉」と見ゆれば青年の頃舍人として欽明天皇に仕へ、苦節匪躬の忠を盡したによ

つて、晩年中臣勝海滅後、中臣連姓を賜ふたのであらう。

常磐は鎌子、勝海と同時代であつて、父黒田は「繼體天皇御字の人」と云ふから、眞人或は阿毗古連と全じ頃であらう。然るを中臣藤原系圖が、鎌太夫の子としたのは、黒田の子常磐が鎌子の子勝海の滅後その家を嗣いだので、斯く繕つたのであらう勝海を省いたのは收減に歸した人だからであると共に、幾分時代を合せん爲めの作爲とも考へられる。従つて此の前數代の系圖は、伊香統の鎌太夫の祖先と、鹿島統の黒田の祖先と混交してゐる事と思はれる。前記の如き各派系圖の相違も此に基づくのであらうし、十世國摩大鹿島命の如き黒田の祖先の著しきものであらう。垂仁紀が國摩大鹿島命に「中臣連遠祖」と特筆したのも後の中臣氏の遠祖たるを意味したものと推せられる。即ち中臣氏は先づ豊前國仲津地方に興り、神武天皇の御東征に従つて、近畿地方に移り、近江國伊香地方に榮えたが、排佛論を稱へて、蹉跎してしまつた。此の時全姓の中臣氏常陸國那珂地方より來つて、之を繼ぎ、再び家運を挽回し、藤原氏の盛大を致すの基をなしたと云ふべきである。

黒田以後の事は「延喜本系解狀」に詳かである。以下之を譯述して見やう。

黒田大連公、二男を生む。

(中臣姓始) 中臣常磐大連公(氏上。一に云ふ、常齒大連。鹽屋車漏連の女、都夫羅古娘の腹)

右大連、始めて中臣連を賜ふ。磯城島宮御宇、天國押開廣庭(欽明)天皇の代、特に令譽を蒙り、倍勤供奉する者なり。今案するに吾節匪躬の忠、當時、右に出づる者なし。

次に中臣伊禮波連(同産。一に云ふ、阿禮波連)中臣常磐大連公、一男を生む。

中臣可多能祐大連公(氏上。一に云ふ、方之子大連。物部尋來津橋首女字那古娘の腹)

右大連は他田宮御宇、淳名倉太玉敷(敏達)天皇の朝廷に供奉す。中臣可多能祐大連公、三男を生む。

一男小徳冠前事奏官兼祭官中臣御食子大連公(氏上。一に云ふ、御食足大連。山部歌子連の女那爾毛古娘の腹)

右大連は小治田(推古)並に同本(舒明)二朝廷に供奉す。次に小徳冠前事奏官兼祭官中臣國子大連公(氏上。一に云ふ、國形卿。一に云ふ、國巢子卿。御食子大連公同産)

右大連公は岡本朝廷に供奉す。次に鎌手子大連公(陝井麻呂古連の女米頭羅古娘の腹)

右大連公は飛鳥宮御宇、伊賀志比足姫(皇極)天皇の朝廷に供奉す。但し可多能祐大連公の後、御食子大連公の男小錦下中臣朝臣垂目、

國子大連公の孫中納言左大辨兼神祇伯正四位上中臣朝臣意美麻呂、鎌手子大連公の孫中納言直大貳中臣朝臣大島等、御食子大連公の長子大織冠内大臣鎌足大連公の列に編せられ、同じく藤原朝臣の姓を賜ひ給る。

而して二十九箇年を経て、文武天皇戊戌年、八月丙午、詔して曰はく「藤原朝臣が賜ふ所の姓は、宜しく其の子不比等をして之を承け

しむべし。但し意美麻呂等は、神事に供するに専り、宜しく舊姓に復すべき者なり。是を以つて之を案ずれば、舊に復して良に以あり矣。何となれば、去る天平寶字五年、撰氏族志所の宣に依りて、勸造して進むる所の本系帳を案ずるに云はく、高天原の初め、皇神の御中と、皇御孫の御中とを執り持ち、伊賀志比、傾けず、本末申良布留人、之を中臣と稱ふと云へり。復舊の由、惟れ其の義也」と。

### 五、藤の花咲く

天兒屋根命以來、連綿として榮えて來た中臣氏は、御食子の子(二三)鎌足出るに及んで、大飛躍をなした。「多武峯緣起」に「大織冠鎌足、推古天皇二十二年八月十五日、大和高市郡大原の藤原第に生る」と傳へられてゐる。鎌足は皇極天皇の朝に中大兄皇子を輔けて、暴虐なる蘇我入鹿父子を誅し、孝徳天皇の朝、大化改新の大業を翼賛し、その功莫大であつたので、内臣とし、大錦冠を授け、封若干戸を賜ふた。更に白雉五年には紫冠を拜し、封八千戸を加へられた。齊明天皇重祚し給ふや中大兄皇子萬機を決せられ、諸事は悉く鎌足へ御諮問の後はじめて施行せらるゝことになり、國政は全く面目を一新した。

やがて新羅救援の事起り、齊明天皇親しく筑紫朝倉の橋廣庭宮に大轟を進め給ふや、中大兄皇子・中臣鎌足も扈從し奉つて、軍國の機務に參畫した。此の齊明天皇の七年、天皇の玉體守護、且つはまたその病魔に犯されたまへる時には、御病氣の平癒祈願を爲すべく、或ひは更に皇軍の武運長久を禱るが爲に、勸願

により鎌足は宮野神社を創建し、その祖神であり、鹿島香取の二武神と並び稱せらるゝ天兒屋根命と、國土經營の神たる大己貴命とを勧請奉祀した。この宮野神社は、橋廣庭宮に近接してあだかも、廣庭宮の皇居を前驅して堅く守護し參らせらるが如くまた遠く海を隔て朝鮮半島に對するがごとく、地方に於ける多くの神社と異なつて西向きに建てられ、最も意義あるものと思はるのである。下町に今尙ほ鳥居原・山狗谷・馬場川・神幸橋等の地名存するを見れば、當時の神域の廣大壯嚴さを偲ばれる。(宮野神社の創建は、鎌足の子不比等が春日神社を創建したるに先立つこと四十八年、全じく春日神社に天兒屋根命を合祀せるより早きこと百有七年である。尙ほ宮野神社には、後年秋月領主大藏春實の尊崇篤く、吉祥女を合祀し、老松三社大明神と尊稱した。現在は村社である)

齊明天皇遂に朝食の行宮に崩じ給ひ、中大兄皇子即位し給ふた。是れ即ち天智天皇にまします。「大日本史」の記す所によれば、天皇の八年(即位の二年)十月、鎌足危篤に陥るや、天皇は長くもその病床に行幸し御親問あらせられた。「天道仁を輔く、何ぞ言虚しからん。積善餘慶あり、猶ほ是れ微しなからんや。若し言はんと欲する所あらば、便ち以聞すべし」と。鎌足は恐懼して、「臣が不敏なる、生きて則ち軍國に益すること無く、死して百姓を擾すことを欲せざれば、葬事、願はくば儉素に従はんことを」と奉答した。更に十三日皇太弟を遣はして、

最高官位の印たる大織冠を賜ひ、大臣の位を授け、藤原氏の姓を賜ふた。十六日遂に淡海の第に薨じた。壽五十六歳。天皇はその死を悼んで廢朝せらるゝこと五日であつた。

遺骸は攝津國三島郡阿威山に葬られたが、子定惠、唐から歸朝して、大和國磯城郡多武峰に改葬した。「多武峯緣起」には、初め、鎌足天智帝と和州倉橋山の藤花の下に會談して、入鹿を誅せんことを謀りしかば、因て其地を號して談峯と曰ふ。鎌足嘗て定惠に謂て曰く、談峯の地たるや、東伊勢山に連り、西金剛山に對し、南金華山に界し、北大神山に隣して、其の靈勝、唐の五臺に下らず。我が百歳の後、兆域を此處に卜せば、則ち後葉繁行せんと。定惠唐より歸りて、其の言を憶ひ、遂に談峯に改葬し、且つ伽藍を創め、名づけて妙樂寺と曰へり。

と述べてゐる。本社隆盛の原因は、もとより藤原氏の祖神大織冠の靈威によるけれども、その靈威の感應は、神像の希異に現じた。天下將に事あらんとするに當つては、神像破裂し、山上鳴動した。その報一度傳はるや、朝廷公卿恐懼し、直ちに告文使を發して、拜謝すれば、神像即ち本に復した。昌泰元年より慶長十二年に至る間に、かゝる事三十五度に及んだと云ふ。後に祠を建て談山神社と名づけ、明治七年別格官幣社に列した。右の如く天智天皇より勅賜せられた藤原の氏はそも何處から起つたかと云ふに、此は大和高市郡藤原(今の鴨村高殿の地)に因み給ふたのであらう。古く允恭天皇の皇妃衣通姫、即ち藤原之琴節郎女、此の地に居給ふた所で、鎌足もまた此の地に生

れたと「多武峯縁起」に記せる事は前掲の通りである。

此の後、持統天皇の七年八月、藤原宮の地に幸し給ひ、翌年十二月、都を此の地に移し給ふた。次の文武天皇慶雲元年、始めて宮地を定め給ひしに、百姓の家一千五百五烟、宮中に入るとある。かくて元明天皇の和銅三年三月、平城京(奈良)に遷都し給ふ迄、三代十六年の帝都であつた所である。

「新撰姓氏録」第十一卷、左京神別上、天神の部に記して曰く、「藤原朝臣。津速魂命の三世の孫、天兒屋根命より出づ。二十三世の孫、内大臣大織冠中臣連鎌足(天武)命。別天皇(天智)の八年に、藤原の氏を賜ふ。男、正一位贈太政大臣不比等、天淳中原瀛真人天皇(天武)の十三年に、朝臣の姓を賜ひき。」と。「大織冠傳」に「姓を改めて、藤原朝臣と爲す」とあるは、前に及ぼして書いたのであつて、鎌足の當時には未だ朝臣の姓はなかつたのである。その朝臣姓を賜ふたのは、前記「新撰姓氏録」に書いてある通り、天武天皇の十三年に子不比等へ賜ふたのである。尙鎌足に藤原の姓を賜ふや、中臣全氏皆藤原姓に改めたのであつたが、二十九年を経たる文武天皇の二年八月に、「藤原朝臣が賜ふ所の姓は、宜しく其の子不比等をして之を承けしむべし但し意美麻呂等は神事に供するに縁り、宜しく舊姓に復すべき者なり」と宣はせて、不比等の裔のみ獨り藤原氏を稱する事となつた次第は前に擧げた「延喜本系解狀」に詳かな所である。

三年十月十五日、從四位上に敘し、下野守たり。三十七年を経て、承和七年庚申七月十七日、相州に歿し、鎌倉長沼村に葬す。(尊卑分脈に、母は津守氏)

豊澤 承和七年庚申七月、從五位下、下野權守。天安二年戊寅正月十一日、從四位上。仁和三年丁未八月十八日、鎌倉に歿し、長沼村に葬す。(尊卑分脈に、母は下野史生鳥取葉俊女)

村雄 下野大掾。仁和三年丁未八月、從五位下、河内守。延喜十一年正月、從四位下、下野守。承和二年壬辰七月十五日歿。享壽百二十八。鎌倉長沼村に葬す。(尊卑分脈に、母は下野史生鳥取豊俊女)

秀郷 天慶三年庚申三月二十五日、從五位下、下野守。同年十一月二十一日、從四位下、武藏守、鎮守府將軍。正曆二年辛卯九月二十五日歿。享壽百一。東明寺殿と號す。(尊卑分脈に、母は下野藤原鳥女)

### 六、弓箭の譽

(三〇) 秀郷は依藤太とも稱し、「依藤太の蜈蚣退治」を以つて、人口に膾炙した有名な傳説の主人公である。しかし是所には、閑話を割愛して、「大日本史」に記るされた史實の方を譯出する事とせう。

藤原秀郷、左大臣魚名が後なり。祖豊澤は下野守、父村雄は下野權大掾、秀郷田原藤太と稱し、馳武にして勇略あり。延喜の末、罪を犯して配流せられ、後、下野掾押領使となり、六位に敘せらる。天慶中、平將門反きて、關東諸國を陥れ、凶焰甚だ熾なり。秀郷陽に之に應じ、

(二四) 不比等も亦父に劣らぬ英俊であつて、弘文・天武・持統・文武・元明・元正の歷朝に奉仕し、特に大寶・養老の律令撰定などには大功があつた。のみならず妹氷上娘は天武天皇の女御となり、五百重娘も天智天皇の女御となつたが、特に不比等の女宮子媛は文武天皇の妃となつて聖武天皇を生み奉り、光明子(安宿姫)は長き間の例を破つて、臣下より上つて聖武天皇の皇后となる。即ち光明皇后であつて、孝謙天皇を生み奉つた。斯くの如き功勞と、外戚關係から、藤原氏は大に榮えて、不比等の子四人は、四つの家を創立して、子孫朝野に蔓つた。即ち長男武智鷹は南に住みて南家と云ひ、次男房前は北に家して北家と云ひ、三男宇合は式部卿を兼ねたるにより式家と稱し四男鷹は左京大夫を兼ねて京家と稱した。これ藤原四家の起原である。かゝる稱號は、一族が繁榮して、姓のみでは混雜し易き爲め、邸宅及びその場所をいつたに始まり、初めは他人よりの稱へで、自ら云つたのではなかつた。その内(二五)房前の北家最も榮え、特にその子眞楯の孫冬嗣出づるに及んで、愈々盛運を極はめ、攝政關白皆な此の統から出で、代々の皇后殆んどまた此の氏より出づる事となつた。

眞楯の弟(二六)魚名、桓武天皇の朝に左大臣となる。その後(二七)藤成(二八)豊澤(二九)村雄を経、秀郷に至る。「田原系譜」には次の如く記してゐる。

藤成 左大臣魚名の四男、田原伊勢守。佐野氏不傳に曰ふ、延曆二十

其の營に造りて謁を通ず。將門、其の至るを聞きて、喜ぶこと甚し。時方に變を流したりしが、結束するに及ばず、急に帽を戴きて出で迎ふ。秀郷以爲らく、彼今大事を擧ぐ、而るに舉措輕僞なること此の如くなれば、之を誅せんこと易々たるのみと。遂に平貞盛と協同力して、將門を攻めて之を破りしは、謀畫多に居る。將門箭に中りて馬より墜ちければ、秀郷進みて其の首を斬る。功を以て特に從四位下を授けられ、功田を賜り、子孫世傳ふ。下野武藏兩國の守に任じ、鎮守府將軍に拜せらる。子千時は鎮守府將軍。千時は相模介。安和中、橘繁延・僧蓮茂と廢立を謀るに坐し、子久頼は獄に下り、千時は隱岐に流され、數年にして召し還さる。千常は鎮守府將軍、後三世、皆其の職を襲ぎ、世に五代將軍と稱し、以て榮となす。子孫繁衍して、關東の雄豪となれり。

明治十四年十二月二十八日官裁を得て、古城趾下野國安蘇郡佐野莊唐澤山手ヶ城に神廟を建て、唐澤山神社と稱し、秀郷を祀つた、別格官幣社である。更に明治十六年八月六日、正三位を贈らせ給ふた。

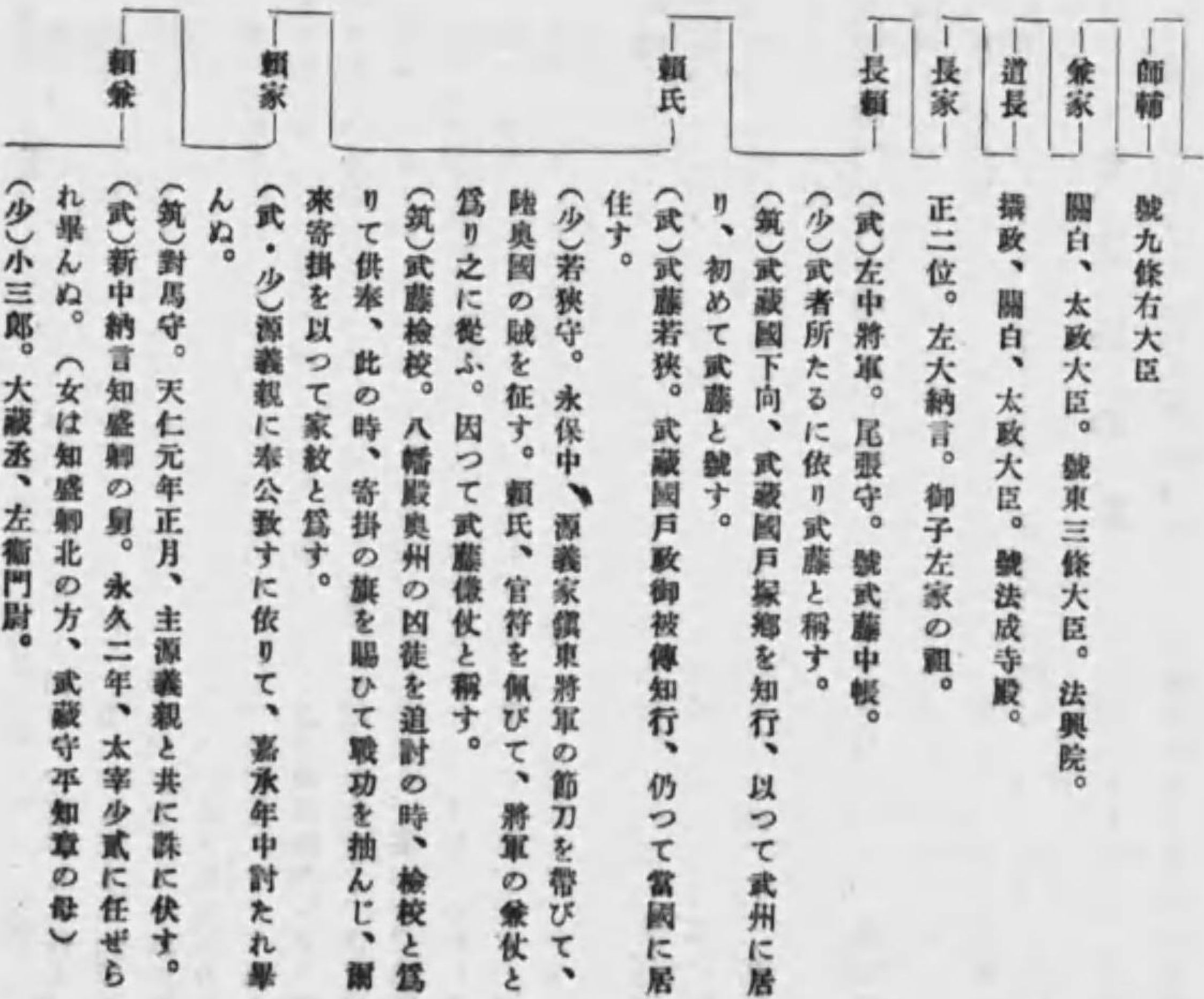
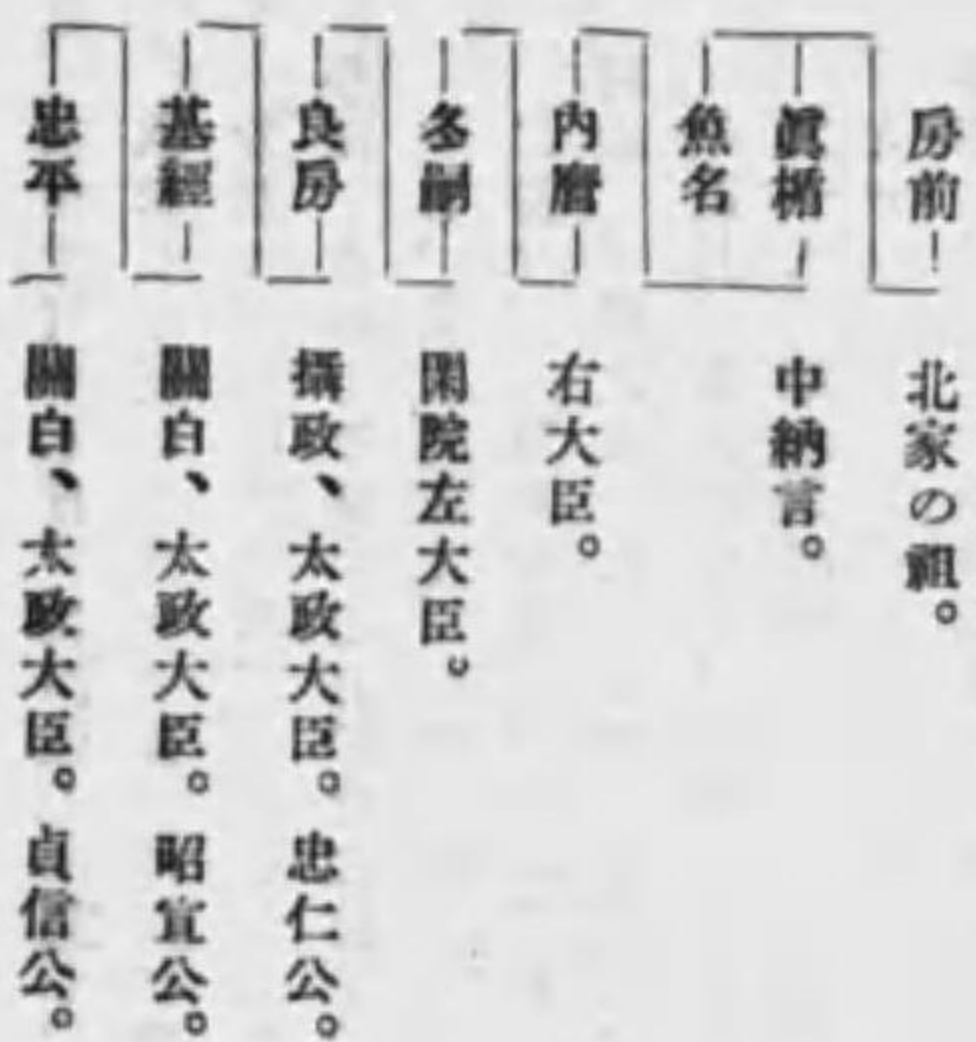
秀郷、將門を討つ時、白羽の上矢を以て之を射たので、當家の佳例とした。(三一)千常、(三二)文脩ともに鎮守府將軍となつた。文脩は傳承「武藤系圖」には公脩と書し「一本作文脩」と註してあるが、「讀史備要」所載の系圖によつて訂正した。

### 七、寄掛の旗

(三三) 文行は武藤左衛門尉と號し、佐藤・後藤・近藤・武藤

氏等の祖である。(三四)脩行は近藤太夫と號し、近江國に住つたから近藤氏を名乗つた。(三五)行景、(三六)景親を経て、(三七)景頼、武者所となり、武藤少卿と號した。武藤とは、武者所たりし藤原氏の意に出るとも云ひ、又は武藏に住せる藤原氏の意より起つたとも云ふ。武者所とは、院の御所を警衛する武士の伺候する所で、一に院の武者所とも云ふ(傳承「武藤系圖」には景親の弟とせるも、「讀史備要」所載の系圖により、親子と訂正した)

以上縷述した如く、武藤氏は藤原魚名から傳はつたものであると傳承「武藤系圖」にも記され、又「尊卑分脈」「讀史備要」にも認められてゐる。然るに「續群書類從」所載の「武藤系圖」及び「少貳系圖」。「筑紫系圖」等は次の如く記してゐる。



(筑)太宰少貳、永久二年任職。

頼平

即ち右の諸系圖では、斯して頼平となるのであるが、傳承「武藤系圖」及び「讀史備要」では、景頼の子となつてゐるので、筆者は之を正しとするのである。

(三八)頼平は「新中納言知盛卿、武藏國守護と爲る時、監代と爲りて彼の國に居る。其の後、源頼朝卿、武藏國府にて義兵を擧げらるゝ時、早速參陣、其の指す所は相傳の寄掛の旗也。頼朝卿深感ありて、關東武者所に補し、弓術攻手を以つて、關東的、初めて頼平之を勤む」と「筑紫系圖」に書いて居るが、頼朝の時、大膳太夫大江廣元の後を承けて、關東政所の執事となつた。武藤大藏丞と號す。墓所は師岡郷にある。法名覺智と云ふ。

八、九州下向

頼平の二男(三九)資頼初めて太宰少貳に任じ鎮西守護職に補せられ、太宰府へ下向した。

頼平の兄頼忠については、「續群書類從」所載の「武藤系圖」に「武藤太郎と號す。大力にして惡事を好むに依り、源頼朝御代の始め、舍弟資頼に仰せ付けられ討たれたる。これに依り彼の頼忠、子孫に向つて敵たるの間、荒人神と號す。而る間、此の一門は太郎の名を付けざる也」と記してゐる。

尙資頼についても、全系圖には、

引箭の典儀を極むる間、仰せ下しに依りて、建久年中、鎌倉右大將家源頼朝朝臣將軍、内裏に御參の時、御調度を懸く。始め平知盛卿に奉公、一ノ谷の合戦の時、梶原に同意を爲し、始めて御方に參り、召人たる間、景時之を領するに依りて、塔に取りて、奥州合戦の時、先祖頼氏の忠によりて、御免を蒙り、御殿、御馬を給はりて、召し具せられたる。是より錦戸太郎(泰衡の異母兄西木戸太郎國衡)を討ちて、頸を取りて見參に入る時、彼の忠に依り大泉庄を拜領したる。

と記してゐる。大泉庄は今の出羽國田川郡・出羽郡・飽海郡地方であつて、之を莊内と云ふは、大泉庄内の意から出たものだそうである。後に、資頼の弟氏平、大泉の庄の地頭職となり、州の守護を兼ねた。

頼朝平氏を破りて兵馬の權を握るや、文治二年始めて鎮西奉行を置き、天野遠景之に任ぜられて、専ら九國二島の事を處理したが、建久六年に至り、在府十二年にして其の職を辭したので翌建久七年、資頼太宰少貳に任じて鎮西守護職に補せられ、太宰府へ下向した。

「歴代鎮西志」に、

建久七年、武藤小次郎資頼任太宰少貳、補鎮西守護職。而下向於太宰府、且封前少貳原田種直之沒領。當府者遂舊例、管九州一島、特司筑前豐前肥前豐前對馬兵馬、有司而大監小監大典小典錄事參軍等之職屬焉。改茲稱守護所、其號令准於鎌倉六波羅一矣。



とある。太宰府は、應神天皇の朝以來存した西國の重鎮であつて、帥・權帥・大貳・少貳・大監・少監・大典・少典等の職名があつたが、朝綱紊るゝや、帥・權帥・大貳等は概ね遠官となつて、晉に莅任せないのでなく、徒らに空名を留め、實政に預からぬ有名無實の官名となつてしまひ、少貳が其の任に當つた。太宰少貳は「ださいのすないすけ」と呼ぶが正しく、「職原抄」によれば從五位下相當であつて、唐名都督少卿に當り「殊に其人を撰んで之に任ず」と特記されてゐる。又筑後と肥後との國守を兼務する例が多かつた。然るに資頼は朝官として太宰少貳に任ぜらるゝと共に、武臣として鎮西守護職に補せられたので、その治所太宰府を守護所と改め、大少監以下の官人之れに屬し、九州二島を管し、特に筑前・肥前・豊前・豊岐・對馬五國の兵馬の權を司どり、鎌倉六波羅に準じて管下に號令する事を允るされ、政權兵權共に全く其の手に歸したのである。尤も資頼鎮西守護職に補せらるゝ時、鎮西奉行職には從兄弟の大友能直が任ぜられたのであつたが、豊前豊後の守護職を兼ねて豊後に住したので、九州二島に號令する實權は自づから資頼に歸したわけである。

「歴代鎮西志」は猶筆を進めて、「資頼修太宰府城在府焉。今年卅七歳。是武藤少貳之始也。資頼自下於太宰府以住。子孫世在府。嗣其職。敢無他姓雜焉。稱都督司馬不曰武藤、推氏少貳」と記せるが如く、從來太宰少貳は中央より任

命されて赴任するの例であつたが、資頼以降、其の子孫が世襲して此の職に任ぜられ他姓を雜へなかつたので、遂に少貳を以つて氏とするに至つたのである。その所領としては、前少貳原田種直、平家に屬してゐたため、源氏の世となり没收された領地、岩門郷三千七百餘町(舊那珂郡片綱村より安徳村に至る舊十二箇村)の地を宛て行はれた旨、「少貳系圖」に記してゐる。

館址は觀世音寺東北方附近の畑地俗に御所の内と云ふ所であつたかと思はれる。「源氏物語」玉かつらの巻に「大貳の御館の上に清水の御寺の觀世音云々」と記されてゐるので、大少貳の官、皆此に居住したのであらうが、資頼が生前開基した安養院址も觀世音寺講堂の北の山中にあるのである。資頼・資能・經資・盛經の四代迄此處に住つて有智山に移つたやうである。そして陣所は今の博多辻堂町御供所町の邊に置き、資頼自ら時々出張したものゝやうである。

資頼の父頼平は、始あ新中納言知盛が武藏國守護と爲れる時、その監代となり、後、妹を知盛に嫁せしめたと云ふ。此の緣故によりてか、資頼は知盛の裔を助けて、宗氏を興し、遂に一家を爲さしめた。「對馬編年畧」に、

對馬島大守宗氏、本平姓也。昔平氏没落、新中納言知盛戰死時有二嬰兒、乳父惟宗介抱之遁竄。而後從事太宰少貳少貳者、爲九州彼兒成長後號三右馬助。而有數子。第二男號宗四郎左衛門尉知宗。子彌次郎左衛門尉重尙、寛元四年討取

阿比留家、領對馬國、爲當家之始祖也。

と。即ち平知盛の子知忠、平氏敗滅の後、乳母の夫惟宗に抱かれて筑前に赴き、鎮西守護武藤資頼に養はれた。其の子知宗資頼より筑前國宗像・御牧・嘉麻・志摩・肥前國神埼・豊前國企救等を賜ひ、宗像の赤馬城に居つた。別居は太宰府に在つて、是を北殿と云つた。然るに寛元三年對馬在廳阿比留平太郎、太宰府の命に従がはなかつたので、知宗の子重尙をして之を討たしめた。翌四年三月、遂に阿比留を滅し、對馬國を平げたので鎮西守護武藤資能より對馬國の地頭職をうけ、外戚の家號宗を冒して氏とした。斯の如く、少貳氏と宗氏とは相倚り相助けた深き因縁を有する間柄であつた。

資頼はまた、深く聖一國師に歸依し、歸化の宋人謝國明と共に仁治三年承天寺を造營した。當時、資頼は陣地の内一里四方、(一里は今の六町で、あつて十萬八千坪)を喜捨して、寺院を建立したので、禪宗の西山と稱へ、久留米の梅林寺等よりも上であつたと傳へてゐる承天寺本堂には今猶ほ謝國明の位牌と並べて、資頼の位牌を安置し「當山捨地安養院殿覺佛禪定門」と記されてゐる。開山堂にも、謝國明の像と並べて、資頼の像を安置し、正五九月二十一日の祭日には、辻堂町御供所町の人士、晝は婦人子供、夜は男子集合して祭典を舉行するを例とし、晝像は、毎年十月十七日國寶その他の寺寶と共に陳列公開することゝなつてゐる。先年九州鐵道布設に際し、會社は博多驛敷地その他に必要な爲め

承天寺境内の入用部分約七萬坪を一萬五千圓で買收した。其の際承天寺では、地代の一部分を資頼の後裔に贈ることゝし、明治三十四年九月の福岡諸新聞に廣告したが、福岡の筑紫某、水城村の武藤某、千年村の武藤養浩の三人より後裔の申出があつたが、住職平號大和尙は、武藤養浩を正統と認め、金五十圓を贈つたと云ふ事である。因に承天寺は前記七萬坪を賣却したる外、現境内約一萬八千坪、その他の寺有地二萬二千餘坪を所有してゐるやうである。

「資頼祝髮號沙彌覺佛。貞永二年即天福元年八月廿五日覺佛卒。世壽六十九歳」と「歴代鎮西志」に記してゐる。「東鑑」には法名是佛となつてゐる。尙ほ建久七年九州下向の年を三十七歳とすれば、貞永二年は七十四歳とならねばならぬ筈である、何れか誤であらう。その墓は「筑前舊志略」に「資頼墓は觀世音寺講堂北の山中安養院址に有、古き石塔婆也。周りに佛像を彫たり。文字は漫滅して見えす。生前に此地に安養院を開基せり依て法名を安養院殿覺佛大禪定門と號す」と記してゐるが、武谷水城は「筑紫史談」第八輯に「小貳の五資と基墳墓」と題して次の如く述べてゐる。

資頼の墳墓は筑紫郡(舊御笠郡)觀世村の境内にある。いつの頃にか本來の所在地から今の地に移したといふ事である。尤もそれは道路の開鑿か何かの爲に十數間乃至數十間位置を轉じたが、大した移轉では無いとの事である。

九、殉國の血

(四〇)少貳資能は傳承「武藤系圖」では、資頼の弟としてゐるけれども、「少貳系圖」には「資頼長男」と明記し、「讀史備要」所載の系圖も親子としてゐるが、此の分が正しいと思はれる。

今塔婆のある地は、水城村大字觀世より同村大字坂本に通ずる里道の右側にて、觀世音寺を北に距る事三丁許の地に在る。そうして此地方の字を安養寺と稱へて居る。即ち往昔觀世音寺の盛んなりし時、四十九の子院のつたと云ふ、其子院の一つなる安養寺のつた地で、資頼の法號を安養院殿と云へば、資頼は其の檀越でつたと思はる。去る明治二十三年頃、故湯地丈雄氏等の首唱にて、元寇紀念碑建設の企畫ありし時、亡友津田信秀が其地方の有志者と共に調査して書遣し置いたものに依れば、塔の高さ第二の地輪より二尺七寸、巾一尺三寸第二地輪石二尺四方、臺石横五尺、縦四尺とある。石蓋及兩地輪共に四面に佛像が刻してある。半ば磨滅して鮮明ならざるも、古雅にして優美なる事、拘すべきものがある。臺石の上にて塔の左側に、慶應元年博多承天寺塔頭沙門巨觀等の建てた小なる碑がある。云々。

其碑文には

安養院殿覺佛大禪定門

是塔太宰少貳藤原資頼君之墓墳昔日弘安元年戊寅五月八日葬於當所今慶應元年三月四日村中有志者奉納大石以作塔之地輪者也

發起 博多 承天寺 塔頭 沙門巨觀 周旋 當村 吉村吉右衛門 古川□門

とある。然し弘安元年云々は資頼の死後四十餘年に當るので、何かの誤であらう。附近の人々は此の墓を「少貳様少貳様」と唱へ、周邊の竹木を伐らず、肥料を施さず、石塔は魔除の守護になると竊に其の端を削取り秘藏せるものさへあつたとの事である。

資能が鎮西守護の要職に居て、九國二島の民治外交の衝に立つた有様は、「歴代鎮西志」建長七年の條に、「頃年少貳資能施行於管内諸國之文書、准鎌倉政所之下文、而書守護所。下口載袖判並府官在判輩、所謂權少監惟宗朝臣、監代大中臣朝臣、監代平朝臣、監代源朝臣、監代橋朝臣、監代文屋、監代直、監代清原等也」とあるが如く、その文書は凡べて鎌倉政所の下文に准して守護所と書き、下口に袖判と云つて、文書の開端の所に、資能自ら花押を署し、少監以下連署して之を奉行した事を

證してゐたのを見ても、如何にその職權の重大であつたかが察せられる。

國難元寇の序幕なる高麗の使節潘阜が筑前今津に到着し、蒙古の國書並に高麗の國書方物を太宰府に致したのは文永五年正月一日の事であつた。之と折衝したのは云ふまでもなく、當時鎮西守護の職にあつた資能で、當年七十一歳であつた。「五代帝王物語」に

牒狀二通あり、一通は高麗の牒也。蒙古狀は文永三年丙九月の狀なり。至元三年と載たり。高麗國同彼年號をうけて、至元となせり。去年八月の狀なり。數多の方物を相副て、正月一日太宰府に着たり。

とある、蒙古は攻めずして日本を取らうとしたので、使者は盛んに、蒙古國の隆盛を誇つて、「今日蒙古の勢は斯の如く盛んである。日本は何時でも取れる。手向へば徒らに人命を損するばかりだから、そのまゝ降伏するが得策である」と威嚇した。實際其頃の蒙古は、アジアのヒマラヤ山系以北を領し、遙かにヨーロッパのオーストリア・ハンガリー邊から、地中海まで手を伸し、今日の英國を除けば、今までにない大きい版圖の國となつてゐたのである。蒙古王忽必烈は此の勢を以つて、我國に迫らんとしたのであるが、資能は敢然として之を卻け、たゞ其國書のみを鎌倉に進達した。「師守記」文永五年閏正月八日の條に「蒙古國賊徒可責日本云々。依之自高麗有牒狀。筑

紫少卿入道以飛脚進牒於關東」とあるが、二月七日、幕府は之を朝廷に致した。朝廷では審議を盡くされた結果、返牒を遣はされぬ事に決し、二十二日に奉幣して、蒙古の難を御奉告遊ばされた。全月二十七日幕府は令を下して、關西沿海の防備を嚴にせしめた。資能は職掌上また其の衝に當つた事は勿論と思はる。斯くして潘阜は答書を得ずして空しく歸國した。「東國通鑑」に

順孝王九年七月丁卯、遣關門使孫世貞、郎將吳惟碩、如蒙古、賀節日。又遣起居舍人潘阜、偕行。上書曰、向詔臣、以宣諭日本。臣即差陪臣潘阜、奉皇帝聖書、並資臣書及國牒、往諭其國。使不納王都、留置西偏太宰府。者凡五月、館待甚薄。授以詔旨、而無報章。又贈國牒。多方告諭、竟不聽。逼而送之。以故不得要領而還。未副聖慮。惶懼實深。とある。以て其の狀況を知る事が出来る。此年三月五日、北條時宗が執權となつた。

次で翌文永六年の春、使者黒的が、對馬に來たが、拒て納れなかつたので、嶋民塔二郎及び彌二郎を虜にして還つた。「帝王編年記」文永六年三月七日の條に「蒙古國使八人、高麗使四人、從類七十餘人、著對馬島之由、午時自九國申六波羅。」とあり「鎮西要略」に「文永六年己巳、蒙古之船來對馬、捕塔二郎彌三郎歸。是爲尋問日本事」とある。

第三回の交渉は全年九月、高麗の金有成、我が俘を護送し且つ



蒙古中書省の牒を持して来た。「關東評定傳」に「文永六年九月、蒙古高麗重牒狀到來。牒使金有成、高柔二人也。還對馬島人答二郎、彌二郎」とあり、「元使高麗傳」には「命高麗金有成、送還執者。伴中書省牒其國。亦不報。有成留其太宰府守護所者久之」と記してゐる。當面の折衝者はまた資能であつたことは勿論である。此再度の牒書に對しては、朝廷では返牒せらるゝ事と爲り、答書を裁して幕府に下されたが、幕議は之を抑へて遣はさぬ事に決した。

越へて文永八年九月幕府は再び鎮西の將士に令して、海防を嚴にせしめた。其月十九日、今度は使命を果さずば生きて再還せずと決心して、必達を期した蒙古の使節趙良弼、第四回目の國使として筑前今津に着し、直に京師に入つて國書を奉らうとしたが、資能拒んで聽かず、問難數日に亘つたけれども、資能終に之を聽かなかつたので、良弼已むを得ずして、竟に副本を進め、十一月を期して決答を要求した。此の間の状況を「吉續記」には

今度牒狀、朝使直可持參帝都、不然而者不可放手之由申レ之。蠻夷者參帝國事無先例。牒狀之趣可承之由、少卿問答、就之彼朝使書寫牒狀與少卿。彼狀自關東進之。其趣度々雖有牒狀、無返牒。此上以來十一月可爲期。猶爲無音、可續兵船云々

と記してゐるが、資能の態度極めて強硬であつた事は、趙良弼

が僧圓爾（聖一國師）に贈つたものと言ひ傳へある次の「東輻寺文書」に就て推知する事が出来る。

大蒙古國皇帝。差來國信使趙良弼。欽奉皇帝聖旨。奉使日本國。請和。於九月十九日。到太宰府。有守護所小貳殿。阻隔不令到京。又十餘遍。堅執索要國書。欲差人特上國王並

大將軍處者。良弼本欲付與。緣皇帝聖訓。直至見

國王並

大將軍一時親手分付。若與于別人授受。即當斬汝。所以不三分付守護所小貳殿。先以將者國書副本。並無一字差別。如有二字冒書。本身萬斷。死於此地。不歸鄉國。良弼所資御寶書。直候見

國王並

大將軍。親自分付。若使二人強取。即當自刎於此。伏乞照鑒。至元八年九月廿五日

使西四州宣撫使小中大夫秘書監國信使趙良弼

良弼は資能の爲めに支へられて、終に國書を呈する事が出来ず、副本を送つたが、資能之を鎌倉に致し、幕府は十月二十三日特使を以て朝廷に奉つた。然るに此回も答書を得る事はせずして、良弼は空しく十二月歸國するの已むを得ざるに至つた。

越えて文永十年三月、第五回目の國使趙良弼、復た太宰府に至つたが、全しく京に入ることを得ずして、五月に歸つた。「東國通鑑」に「元復遣趙良弼。如日本招諭。良弼至太宰府、不得入國都而還」と。良弼は太宰府の館に頑張り乍ら、偷かに我が國情地理等を偵察しやうとしたが、資能は少しも幽閉壓迫する事なく、堂々たる態度で之に接し、強い信念を以て「日本國を討てば負けるから、止めるが宜い」と勸告したのである。されば「元使趙良弼傳」に、

至元十年五月、良弼至自日本、入見。帝詢知其故。曰。卿可謂不辱君命矣。後帝將討日本。三問良弼。言臣居日本。歲餘。觀其民俗。狼勇嗜殺。不知有父子之親。上下之禮。其地多山水。無耕桑之利。得其人不可役。得其他不加富。況舟師渡海。海風無期。禍害莫測。是謂以有用之民力。填無窮之巨壑也。臣謂勿擊便。

と、良弼が矯誣の言を以つて、元主に兵を罷めしめんと努めた事が察せられる。

此の間、守護所の下知として筑肥海岸要害の警備を嚴にして之を監視せしむるなど、皆資能の指揮した所である。「關東評定傳」文永十一年十月五日の條に「蒙古異賊寄來、著對馬島。討少貳入道覺惠代官藤馬允」とあり、「東寺文書」全十一月一日付、北條義政全時宗連署、武田五郎次郎宛の下知狀に「蒙古人襲來對馬壹岐。既致合戰之由、覺惠所申也云々」とあるより

見て、此の頃迄は資能尙ほ守護の職に在つたものと推せらるゝのである。然し此の時資能既に七十七歳、我が邦空前の大國難に臨みて、當面内外の衝に當るには、その高齡や、負荷の過重なるを自覺した事であらう。幸ひに經資、景資等の後嗣があるので、此の時期を機として、職を長男經資に譲つたのではあるまいか。此の後の公私文書の署名は經資となつてゐる點から、然か推定する次第である。我朝野を震駭せしめた元寇の第一役の經過を要約して、武谷水城は次の如く記してゐる。

彼我攻守の計畫共に數年に渉りたるに拘らず、其交戦は文永十一年十月二十日、只一日で終結したと言ふが、併しながら、戰鬪の全經過を通覽する時は、十月六日より同じく二十日迄半ヶ月に亘つて居る。則ち對馬は六日に攻撃を受け、翌日城陥り、守護代宗助國以下戦死して全滅に歸し、十四日元軍轉じて壹岐を犯し、翌日城陥り、守護代景隆等自殺して全島陥落し、十六十七兩日、元軍肥前松浦沿岸に掩ひ至り松浦黨の將士防戦利あらず、多く戦歿す。壹岐の敗報の太宰府に達したのは十八日なりしに、其翌十九日には彼の艦隊迅く我が今津の海上を歴し來り、二十日未明、其若干部隊は上陸し、疾風の勢を以て血原百道原島側方面に進出せしかば、我が軍急遽之を防ぎて頗る苦戦に陥り、互に勝敗ありしも、結局我が軍の不利に歸した。此夜敵軍一旦本艦に引揚たりしに、當夜颶風起りて全軍覆滅せるものなり。此日博多箱崎方面騷擾の様は、想像に難からぬ。偶ま箱崎宮に火災起りて、急遽神體を宇美地方に遷座する等の事ありしも、赤坂以東の地は敵軍の攻撃を受けざりしものゝ如し。

此の戦役に於て、資能は如何なる働きをしてゐたであらうか、武谷水城は更に筆を進めて、

元來此外寇は夙くに我に於て待設けられては居たものゝ、對馬壹岐兩日にして倭忽敵手に没し、其情報と殆ど相前後して、迅雷耳を掩ふに暇あらざる勢を以て、九州本土に掩ひ至つたのであれば、豫て期したる事とは言ひながら、事頗る倭忽の際に興り、爲めに防禦の衝に當つた將士の員數の如きも、弘安の役とは同日の論に非ず、筑前を始めとして、兩肥及豊後等より若干参加したるものあるは、其二三を除くの外は、大抵前年來幕府再三の下知に因つて、筑前肥前沿岸を防備して居た守備部隊であつて、其兵數も案外に寡少であつたるべきは、季長繪詞及八幡愚童訓の記事の標にても略推測せらる。然るに資能は太宰府に居たのであつて、特に此後の弘安の役にも、八十幾歳の高齡を以て参加したのであれば、此防禦力の薄弱なりし文永の役に参加せぬ事は無い筈である。

と論斷してゐる。その子經資は總帥として本營にあつて全軍を差配し、景資は總大將として戦陣に指揮をとつてゐる。特に孫資時まで十二の弱年を以つて、矢合せの初矢をしてゐる戦であるから、資能も必らず参加して居た事と思はれる。然るに「八幡愚童記」には、

こゝの嶺かしこの谷にかくれたる、おちうとゞも、夜あけておしよせさかさなは、今は何方へか逃ぬへきと、なげきかなしみけり。かゝるさわきの中なれと、いかなるものか、したりけん、三首のうたをそ詠したりける。前少貳入道覺慧のことを、體病をいかゞはせうに入道

かはちをかかゝるの名に落にけり。大友頼康を、おほ友は子ともうちつれおち行て方々にこそよりやすみけれ。宮崎留主の子息、紅葉を疑たる直垂を着て落けるを、直垂にぬふもみち葉も落にけりはけしき敵や木枯のかせ。

と少貳大友を批難してゐるが、此の「八幡愚童記」は偏に八幡大菩薩の神徳を彰揚せんが爲めに、曲筆したもので、すべてを神威に歸せんが爲め、將士の働きを貶したのであるから、信ずるに足らぬものである。實際は味方は二千四百、多くても漸やく四千に満たない小勢で、敵は五六萬の大勢である。加ふるに從來互に名乗り合つて戦を挑んだ我が一騎打の戦法と違ひ進退規矩ある集團戦に出會ひたる其上に、未だ會て耳にもせざる意外の火器、猛烈なる鐵砲の攻撃を受けて、戦鬪は頗る困難を極めたのである。然れども「弓箭の道、すゝむを以て賞とす」と、面も振らず、突貫に攻ぐに突貫を以てし、能く敵を鹿原百道赤坂の線に防ぎ得たのである。尤も敵の一部は多々良濱に上陸し、箱崎宮も兵火の爲め炎上したのであつたが、結局兩軍相引きの状態で、敵兵は皆船に歸つたのである。然るに、翌朝になつて見ると、敵の船は、志賀島の處に一艘残つてゐたのみで皆風に吹きやられてしまつてゐた。中央氣象臺の藤原博士の説によると、此の風は、所謂不連続線の風であつて、非常に時間短かく、範圍も狭い局地的な風で、陸上ではあまり吹いてゐなかつたので、味方は氣付かなかつた位であつたとの事である

文永の役後七年、弘安四年六月、元軍再び博多灣に來襲した。資能は老軀をひつさげて戦線を往來し、遂に疵を蒙つて國事に殉じた。「北肥戦誌」に「太宰前少貳入道覺惠は、博多の軍に疵を被りしか、其手にて今年八十四歳、閏七月十三日竟に死す」と記し、「鎮西要略」には「弘安四年七月十三日、太宰都督司馬少卿兼豐前守從五位藤原朝臣資能入道覺惠卒蒙古合戦享年五十四(按、五十四は)葬横岳、大應國師爲導師也。嫡子經資以前受讓、爲都督司馬。」とあつて、其の状況を詳にしない。古來斯の如き高齡を以つて戦陣に倒れた事例は、九十六歳の額齡を以て居城を死守し、終に自盡して城と運命を共にした三浦大介義明と、白髪を墨に染めて、己が鞠育した公子の前に、潔く戦死を遂げた齋藤實盛あるのみであるが、八十四歳の老齡、然かも前の九國二島の惣管たりし身を以て、再度、軍に参加して、外寇防禦の衝に當り、終に戦傷死して、日本帝國空前の大國難に殉じた資能こそは、武門の譽と云ふべきである。宜なる哉、大正四年十一月十日、御即位の大典に際し、探題處理として鎮西の奉行たり、龜山天皇御宇、蒙古の使節屢々抵るや専ら其衝に當り、文永の役、其子景資一族を率ゐて奮戦し、弘安の役、遂に傷を破りて死すの勳功を録して、從三位を追贈せられ、天恩枯骨に及んだのは、實に日本武士の面目である。資能の墓に就いて武谷水城は「筑紫史談」第八輯「小貳の五資と其墳墓」中に次の如く記してゐる。

資能の屍は、當時太宰府の境内なる横岳に葬り、大應國師(南浦)導師と爲りて葬式を營みたりし事、武藤系圖、及鎮西要略等に見ゆる處なるが、近年偶然の事にて其塔姿を發見した。其地は、資能の塔姿のある安養寺の地とは、一の小高き山脈を隔て、其東北方に當り、東方思川を隔て、太宰府神社の西北方に對する太宰府町字横岳(人家若干あり、今は此人家のある地の字を横岳と稱し居るも、元來は其西方に横はりたる小山脈の稱へなるべしと古川町長の語なり)の後方(北方)にて、東西北の三面は山脈に擁せられ、南方のみ村里に通ずる字方丈原と稱する地であつて、此邊總て横岳山崇福寺の境内なりしが、天正十四年岩屋攻城の時、兵燹に罹りて後は、此寺全く廢絶に歸せしも、當寺塔中の一なりし勝禪寺のみは、今尙ほ僅かに存じて居て、續風土記などに見えて居る後醍醐天皇寛元元年に下賜せられた勅額と云ふ「西都法窟」の額は、今も寺牆に奉掲せられてある。(今の千代松原の崇福寺は、其兵燹に罹りてから十五年の後、慶長五年、黒田長政筑前入國の後、此横岳の地から今の地に移して之れを再興し、それよりして代々黒田家の菩提寺と爲りしなり)此勝禪寺より北に續きて傾斜を爲し、今は散段の田畑と爲りて、山麓に達する地を、今字方丈原と稱へて居る。其名稱に徴するも、地勢に觀るも、古へ崇福寺の方丈の址であつて、其規模の宏壯で有つた事も推知せらる。古川町長の語に依れば、「去明治四十年中此地方耕地整理の際、偶然其塔姿を發見したのは、今溜池と爲て居る地であつて、塔姿の下には餘り大ならぬ陶壺があつた。之を開きたるに、中には何物も無く、只白灰様のものありて、多分骨の朽類したるものならんと思はれた。發掘した輪石の面には、左側の方に、正平二十年の字と、太宰少貳藤原朝臣の數字が讀取

に行はれて居た事を諒する譯となる。日本風俗史などを能く調べて見  
たならば、的確なる解決がつかふと思ふ。

### 一〇、統帥の重責

八十餘歳の老齢なる父資能を輔けて蒙古高麗との接衝に當り、  
愈々元寇來襲するや父の後を嗣ぎて、全九州の將兵を指揮し、  
當面の責に立つたのは(四一)少貳經資であつた。經資時正に  
四十九の壯齡。當時系統も家柄も異つた全く統制なき參戰の將  
士を、着剣をつけて、よく配置安排して守備を完ふした苦心は  
實に容易ならぬものがあつた事と思はれる。

文永の役に大捷した翌建治元年には、此方より却つて元を攻め  
やうとする外征計劃さへ出來てゐた。「東寺文書」建治元年十  
二月八日付北條義政時宗連署武田五郎次郎宛の教書に、

明年三月比、可被征伐異國也。掘取水手等、鎮西若令不  
足者、可省宛山陰山陽南海道之由、被仰太宰少貳經資  
了。仰安藝國海邊知行之地頭御家人本所一圓地等、兼日催  
儲掘取水手等。經資令相觸者、守彼配分之旨數、早速可令  
送遺博多也者。依仰執達如件

とあり、「武雄社文書」翌建治二年三月二十一日付少貳經資が  
武雄大宮司に宛てた下知狀に「爲異國征伐被遣武士候。同  
可罷渡之由被仰下候也。恐々。全じく武雄社本紀」に「建  
治二年三月廿一日、少貳經資募征異之兵巡檢」とあるを見て

られ、又右側には覺惠の字と相並んで露慈と認め得らるゝ字體が分  
る位にて、他は全く磨滅して分明ならず。發掘後、朝倉郡比良松にあ  
る武藏某氏から、比良松にある同家祖先以來の塋域に改葬したしとの  
交渉ありしも、大應國師導師と爲りて資能を太宰府横岳に葬つたと言  
ふ事は、舊記にも記せる處なればとて、土地の人も之を遠隔の地に移  
す事を拒みたりしかば、一時之れを太宰府町役場内に預り置くこと、  
した。其後四十二年、今の地をトして改葬した。然るに町役場に預り  
置し時、何時の間にか兒童共戯れに石面を磨擦し、其一部は爲めに幾  
分損傷せし處もあるやうにて、爲めに覺惠露慈の字は、今日にては殆  
ど全く不明と爲り終つたと、以上古川氏の言であつた。今改葬せら  
れて居る地點は、太宰府五條町の南端を距る事三丁許り、太宰府軌道  
の右側に沿ふた地にて、古川氏(古川氏は一千年以前より連綿たる太  
宰府の舊家なり)の支族なる宮城某氏の墓域で、字血方持觀音と稱す  
る境内の大樹の傍である。寶篋佛塔にして、臺石の横形僅か一尺三寸  
許、之れに安置されて居る輪石は、巾一尺許なるべく(此臺石は後日  
他の石を用ひたるもの)太宰少貳の文字は辛ふじて推讀する事を得る  
も、覺惠露慈の字は今日にては確と讀み難い。前に引用した少貳家代  
々法名記に據れば、露慈は覺惠の妻の法號であつて(筆者註、資能は  
江雲院殿覺惠大居士、妻は貞良院殿露慈大禪定尼)之を連記してある  
處から見れば、資能夫妻の爲めに、正平二十年か二十何年か、當時  
太宰少貳の職にありし後裔の建立したるものなる事は、別に解釋を要せ  
ぬ。只それが從來別葬してあつたのを此時合葬したのか(弘安四年よ  
り正平二十年迄は七十六年也)若しくは最初から合葬したりしものか  
最初から合葬したものとすれば、鎌倉時代に於て火葬と拮葬とが普通

も、經資が鎮西守護所の主權者として、外征計劃の衝に當つて  
ゐた事が證せられる。

斯く外征の計劃を進むると共に、一方防衛の用意もおさ／＼怠  
りなく進捗せしめた。「深江文書」建治二年三月十日付經資の  
長男盛經が深江村地頭に宛てた下知狀に「異國警固之間、要害  
石築地事、高麗發向鞏之外、課于奉行、國中平均所、致沙汰候  
也。今月二十日以前相人夫、相向博多津、請取役所、可被  
致沙汰候。恐々」とあり、「北肥戰誌」に

加藤に折々蒙古襲來して合戦に及び、如何にも難儀成りしかは、異國  
警固の爲め、關東御下知を加へられ、九州の武士に課役を以て、建治  
二年三月より、博多の津に石築地を構へらる。其所博多冷泉津より北  
方三四里が間を、高さ四五丈に大石を疊み、屏風を立たる如くに事々  
敷築し之。太宰少貳資能兼て太宰府に在て此事を奉行す。因茲鎮西の  
輩、各人夫を具して博多の津に向ひ、請取の役所を定め、彼石築地を  
普請す。云々。

と。或は父資能が奉行すると云ひ、又は子盛經が下知したにし  
ろ、當の責任者は鎮西守護たりし經資にあつた事は素よりであ  
る。此の年八月大略の功を竣へたけれども、その後も尙ほ補修  
を加へたのである。「鎮西要略」に、「弘安三年九月十二日、少貳  
經資在判牒曰。異國警固石築地、袖濱内貳丈五尺被築終之條  
承畢。又曰。異國警固博多番役事、自八月二十七日、至九月十  
二日、被勤仕畢。」と深堀文書を引用してゐる。又「武雄社文  
書」弘安四年二月十八日經資が武尾大宮司に宛てた下知狀にも

去年十二月八日、關東御教書、今日到來。寫案獻之如狀者。  
異國用心事條々篇目。具被載下之候敷。然者楯並石築地上  
垣楯令用意之、來月一日以前可被打越候て、要害更に不  
可有遲怠候。かしく

とある、之より巽き、文永の役後直ちに、建治元年四月、元使  
杜世忠等五人、長門國室津に着いた。經資は即ち官人を遣して  
之を警備し、八月鎌倉に護送せしめた。幕府は五人を鎌倉籠口  
に斯り、其首を梟すると共に、沿海の守備を嚴命した。

弘安二年六月、元使が對馬に着いたが、經資は斷乎たる處置を  
とつて、之を博多に斬り、牒狀のみを鎌倉に送つた。「關東評  
定傳」に「弘安二年六月二十五日、大元將軍夏貴、范文虎使周  
福樂忠、相具渡宋僧本曉房靈果・通事陳光等・着岸。牒狀之旨  
等如前々。於博多斬首。」と、「師守記」に「弘安二年六月廿  
六日、異國牒船到着對馬之由風聞。筑紫使者通關東云々」  
と記してゐる。

風雲は愈々急を告げて來た。再度元軍來襲した弘安の役の經過  
に就いては、再び武谷水城の記事を掲ぐる事とせう。

斯くて我に於て彼の再三の要求を峻拒し、使節を戮して絶を示した結  
果、文永の役よりは八年を経て後、弘安四年五月、元更に大舉し、蒙  
・漢・韓の聯合兵を分ちて二軍と爲し、其高麗の合浦を發したる東路  
軍の大部は、六月五日博多灣に進入して志賀能古兩嶋に達し、他の一  
部の高麗軍は二十一日直ちに壹岐を衝き、六月六日能古志賀に來會し

た。我が將士之志賀島附近に激撃し、又博多附近沿岸に於ても之を撃退して、一步も上陸を許さざりしのみならず、屢々我れより奇襲を試みて奇功を奏したりしが、爲めに我が將士の死傷も亦少からず。然して元の一軍江南軍は期に後れて、七月二十日過ぎに至り、漸く肥前平戸に到着し、又鷹嶋に轉じ、將に東路軍に合せんとするの際、偶其月三十日夜大颶風の起るに會ひ、東路軍は其碇泊の地たる志賀島近海に於て、江南軍は鷹嶋近海に於て、共に全艦隊の大部覆滅せしが、就中江南軍の損害最も甚しかつた。此戰闘は五月二十一日壹岐の襲撃を受しに始まり、七月三十日夜敵艦の覆没より、閏七月六日頃江南軍の竄敵を殲滅するに至る迄、約二ヶ月半にして終局した。之れを弘安の役と稱す。

此の神風に就いて、藤原博士は、典型的の颶風であり、存外永く、廣く吹いてゐる。九州・京都・四國方面にわたつて損害を與へてゐると云つて居られるのである。

此の戦役に於て、軍の總帥として、將士節度の重任に當つたのは、矢張り經資であつた。「後藤家事蹟」に「弘安四年、蒙古之兵船襲來、二月太宰少貳經資より軍勢催促に依て氏明、庄内の兵を率而博多に趣き防戦、抽軍功一候云々」とあり、また、「中村文書」弘安五年八月十日、經資が怡土庄中村彌四郎に與へた「筑前國怡土庄名主三坂次郎實時申、蒙古合戰事、如申狀、所立由申證人」也。爲尋沙汰可致出陣事。恐々謹言。」の軍功狀も、之を證する一例である。幕府は事態を重視して、宇都宮貞綱に特命し、兵を率ゐて趣かしめたけれども、既に元軍

覆滅したる後、漸く到着したので、弘安の役に軍を指揮したの

は經資であつたのである。「宇都宮系圖」に、  
貞綱、弘安四年五月、蒙古以三十萬兵爲政日本。兵船六萬艘著肥州平戸島。于時自六波羅爲大將。引率中國之勢。赴筑紫。蒙古既難。開敗亡。猶到九州。異賊襲來爲防戰之備。而歸洛。

と。戦後經營並びに論功行賞に到つては、その孫貞經の時に及び、少貳貞經・大友頼泰速署の勳功配分文書が多數現存してゐる次第である。

斯の如く、經資は、九國二島の兵馬を管し、特に文永弘安兩度の外寇に當りては、諸軍を統帥し、防禦の重任を全ふしたるのみならず、役の前後に亘り、或は外使の應待に、或は海防の整備に、常に要路に在りて、國家大難の衝に當り、措置機宜を愆らず、功績の大なるものありしを以つて、大正五年十一月十五日、九州地方大演習に際し、正四位を追贈せらるゝの光榮を辱ふした。

經資は正應二年八月二日、壽六十四歳を以つて卒した。法名大雲院殿淨惠大居士。妻は貞松院殿雪心大禪定尼。まだその墳墓を明にせぬのは遺憾である。

### 一一、日の大將軍

少貳景資は、傳承「武藤系圖」では經資の兄としてゐるけれど

も、「尊卑分脈」では資能の二男であつて、經資の弟としてゐる。此の方が正しいと思ふ。豊前三郎左衛門、東郷景資とも稱し、後に太宰盛氏と改めた。

文永・弘安の兩役とも、兄經資の命を承けて、軍の指揮に當り常に陣頭に立つて勇戦奮闘した事は、「竹崎季長繪詞」及び「八幡愚童記」共に記する所である。

「竹崎季長繪詞」の初め、文永十一年十月二十日の陣容を寫したと思はれる中程に、住吉神社の鳥居のほとりにて、景資が鎧櫃に腰打ちかけ、從卒どもが旗押し立て、馬を曳ける有様を描きて「太宰少貳三郎左衛門尉景資、むま具足似せえ、其勢五百餘騎」と傍書してゐる。その前文の詞書に「日のたいせやうせうに三郎」とあり、以下虫損の爲め読み難い。

「八幡愚童記」には、

此九國にてはかねて攻來へしと思ひし事なりければ、來ぬときより馳參る軍兵は、太宰少貳・大友・紀伊一類・白杵・戸次・松浦黨・菊池・原田・大矢野・兒玉黨以下、神社佛寺等の司等に至るまで、我もくとはせあつまりければ、たとひ異敵十萬に及ぶとも、何ほと的事あらんとて、いさましくそ見へにける。その中に太宰少貳三郎左衛門尉景資殿を、日ノ大將軍として特かけけるところ、十月廿日云々。と書き出して戦況を敘してゐる。

蒙古の大將とをほしき者長七尺はかりの大男、ひけは胸の邊までおひさかりたるか、青き鎧にあし毛の馬にのり、十四五騎うちつれて走り

廻り、七八十人具してをめて追かけたり。その時景資か旗の上に鳩かけり給しかは、大菩薩の御影向と貴み、屈竟の馬には乗りつ。弓の上手なりしかは、逸物上馬には乗たり、一鞭うちてはせのひ、はなつ矢に、一はんにかけ出たる大男を射て馬より逃にをとしけり。つきそひたる黨類とも、これをかへてひしめきけるまきれに、景資引退くその時同しあし毛馬に、金福輪鞍置たるか走廻して、後に敵をおひ廻し捕へたり。此者にかの大男の事を尋ねれば、蒙古一方の大將軍、流將公と云ものなりとそ。又其者申けるは、出たつよりあやしく鳩かけりて、既に吾か大將軍をは打取ぬなりと云けるにそ。八幡の御降伏めてたくたふとき事を知て、皆人かんしをかみける。

と、八幡の神威を笠にしての記述ではあるが、兎に角景資敵將を射るの有様を細叙してゐる。「大日本史」は此の記事を承けて、「少貳景資、射て蒙古の一大將に中てたり」八幡愚童記○本書公と。東國通鑑を考ふるに、流將の將は、當に復に作」と書いてゐるべし。流・劉音相近し。蓋し元將劉復亨ならん。

「北肥戦誌」は之を誤つて弘安四年の事とし、少貳か弟武藤豊前守景資、一族郎徒を相催し、是等と防戦しけるか、百路原に於て、賊軍の大將劉相公、長七尺に餘り、其形夜叉の如く、黒き馬に乗て鋒を携へ、和兵を追つ立相戦ひしを、景資自ら射て落す。彼景資は元祖小次郎資頼以來弓箭の古實を相傳して、無雙の弓の上手也。

と記してゐるが、恐らく文永役の記事が竄入したものであらう又、景資に宛て合戦の模様を報知した秘書「吹、波、波沈、然今朝、於志賀島蒙古不迫、仍而秘達如件」は「月廿一日」とあ

るので、文永役に於ける敵船覆没の状況を報じたものと思はれるが、發信者の「四郎」とは誰か、全く判然せぬが、景資が指揮者であつたことは推せられるであらう。

弘安の役に於ても、景資は總大將として戰場を馳驅し、博多灣の敵を撃退して殊功を立てたが、七月三十日の夜吹き荒れた神風に、敵船覆没、遁走するや、

鷹島にうち上られたる数千人、船なくして疲居たりしか、破船ともとりつくろひて、蒙古高麗七八艘にうちりて逃んとするを、鎮西の軍兵とも、少貳三郎左衛門景資を大將軍として、數百艘おしよせたりしかは、異國人とも船あらはこそにけもせめ、今はかくとて命をしまささん／＼に戦ひつ、そのさまくみては海にいれ、引出してはころし、皆落かさなりて首をとり、射ふせ切ふせいとまなし。はしめには鼻にかけしか、後には打つみおきて、魚のふとなしてけり。

と「八幡愚童記」に記せる如く、最後の殲滅戦に總大將として武動第一の働をしたのである。「大日本史」にも

敗卒數千、尙鷹島に在りしが、壞船を繕修して、將に逃れ歸らんとしけるを、少貳景資及び鎮西の兵士、勢に乗じて掩撃し、殺獲して粗盡き、降を請ふもの千餘、悉く之を斬る。

とある。又「五條文書」弘安七年四月十二日付、景資が神山四郎に與へた軍功狀

筑後國木小屋地頭香西小太郎度景申。弘安四年閏七月五日於肥前國御野子崎海上、蒙古合戦、賊船三艘内、追懸大船、致合戦、乘移敵船、度景令分取。舍弟廣度從異賊入海中。親

類被疵。郎從或令打死、或負手令分取一候。子細致見知候由、所立證人一也。然者彼度景合戦之次第、任實正、可致起請文一候。

を見て、景資が總大將となつて指揮して居た事が推せられるのである。

即ち景資は、文永の役龜原百道原等に奮戦して功あり、弘安の役防戦尤も力め、元寇をして一步をも我邦土を踏むことを得ざらしむ。終に兵船數百を以て虜艦と戦ひ、其の父資能を助けて國家防禦の偉功を奏したるを嘉みせられて、大正四年十一月十日、御即位大典の際に際し、正四位を追贈せらるゝの光榮を辱ふした。

全じく五年十一月陸軍特別大演習の爲め、大正天皇福岡市へ御臨幸の砌、福岡市は竹崎季長の蒙古襲來の繪詞に據る「景資奮戦の圖」を極彩色百二十七色織込みの巾七尺長さ八尺に及ぶ廣東織大壁掛として献上し、御嘉納の榮を賜ふた。東公園元寇記念館には、「少貳景資賊將を射るの圖」及び景資の摸像並びに鎧を展覧してゐる。また昭和十一年春、博多築港記念大博覽會開催せらるゝや、郷土館の一場面として、「景資奮戦」のジオラマを展覧し、全演藝館出演の東券の新作長唄「博多の四季」中にも、夏の場面に於て大所作事として演じたのであつた。

然るに景資は、才氣あり、功に誇り、嫡を奪はんと企圖して、遂に終りを全ふしなかつたのは誠に此の人の爲め、惜しむべき

であつた。「鎮西要略」に「弘安八年、太宰豐前守盛氏始號居於岩門城。募蒙古合戦之功、有纂嫡之意、構兵修城。都督有司遣管内之武士、征岩門。城主至死。其子被宥焉。號豐前守經氏。子孫稱平井氏」とある。前記の如く、「竹崎季長繪詞」の文永十一年景資の圖繪の傍書に「二十九」とあるから推算すれば、弘安八年自殺の時は四十歳であつたことになる。

その墓地は久しく判然しなかつたが、昭和三年、木下謙太郎の調査によつて、筑紫郡岩戸村山田に存する青苔に封ぜられた五輪塔がそれであると推定せらるゝに至つた。塔の水輪には四佛の種字を刻し、塔側から古刀を出したそうである。土地の人は此の塔を「少貳殿」と呼んで居たそうである。塔の南方一帯の高臺竹林は、南は五箇山を経て肥前に、東は梶原より太宰府に、西は小笠木を踰えて糸島早良に、北は博多に通ずる要衝の地であつて、岩戸城址であらうと云ふことである。

### 一一、矢合の 鎗 矢

少貳資時は「經資三男、備中權守、肥後御船住」と「少貳系圖」に記されてゐる。

文永の役の初頭「矢合せ」の儀禮をしたのが此の資時である。「八幡愚童記」に「こゝに前少貳入道覺慧が孫資時なり。わつかに十二三なるか、矢合のためとて、小鎗を射出たりしに、蒙古一度にとつと笑ひ、太鼓をたゞきどらを打て、鬨をつくる事

おびたし」とあるに就て、水足蘭秋は昭和十二年四月八日、LKより趣味講演として、全九州に中繼放送したる「矢合の鎗矢」中に於て次の如く述べてゐる。

矢合の 鎗 矢

水足 蘭 秋

矢合の鎗矢と申しますのは、昔、弓矢をもつて戦ひの主要武器と致しました時代に、敵味方がいよく合戦を初めやうとする直前に、戰場の儀禮として、兩軍の間に行はれた故事であります。

それは、先づ兩軍が接近して對峙しますと、双方、さつと旗の手を下します。つまり巻いた旗を解いて、翻すのであります。すると一方の陣營から、圓の聲を三度あげます。一方の陣營もまたこれに應じて、圓の聲を三度あげます。この圓の聲は、軍の中央にある主將が、エイエイと叫びますと、一軍が聲を合せて、オーと唱和するのであります。このオーは、主將の右側から初まつて、左側に及ぶ心で唱和するといふ口傳があります。この圓の聲の應答を稱して「圓を合せる」と申します。

圓の聲の應答が終りますと、一方の陣營から花々しく装ふた若武者が一騎陣頭に乘出しまして、駒の頭を右に回し、敵を弓手に見る姿勢をとつて、上差の矢、即ち鎗矢を一筋ぬきとつて弓弦に響へ、満月のやうに引拂つてしばらく休へ、エイと切つて放ちますと、鎗矢は、ヒューとサイレンのやうな響をたて、一條の白線をひきながら、敵陣に飛ぶのであります。

すると、一方の陣營からも、同じやうに一騎の若武者が現はれまして同じ動作で、鎗矢を射返すのであります。これを當の矢と申します。この矢合の鎗の應答が済むまでは、兩軍は肅然として靜まり返つて居

りますが、矢合の儀禮が終るとともに、兩軍の間に矢軍が初められ、名乗りをあげた一騎駆けや、轡を列べて駆けぬく騎射戦が行はれ、打物業による紛戦となるのでありますが、およそ戦ひの序曲として、敵味方の間にかうした儀禮を行ふやうな事は、外國の戦ひに類例がなく全く日本獨特のもので、日本武士道の具現とも申すべきもので、日本の軍記を讀む者が、その戦ひの壯烈さにうたると共に、極彩色の繪巻物を見るやうな胸觸れを感ずるのは、我日本武士の優にやさしい情緒が、殘忍・殺伐な戦争をすら、これを藝術化してゐるからであります。(中略)

文永の役には、蒙古軍に對して、我日本軍は型のごとく矢合の鎗矢を放ち、軍陣の儀禮を行つて居るのであります。しかもその射手は當年實に十二歳の少年武士であつたのであります。即ち文永十一年十月二十日の黎明に、室見川の河口に上流した蒙古軍は密集隊形をもつて百道・龜原・赤坂方面に進出を初めました。博多前濱、箱崎方面に集結しました日本軍は、これを遣へ撃つべく、行動を起しました。當日の總大將少貳三郎左衛門尉景資は、五百騎の手兵を率ゐて、百道が原に進出したしました。蒙古勢は、火焰のやうな帛の總をつけた三角型の軍旗を押立て、銅鑼や太鼓を敲きながら寄せて參ります。

少貳の陣營で、サツと旗の手が下され、四つ目結の紋うつた白旗が、海風に翻ると共に、エイ、エイ、オーの岡の聲が上り、次で花々しく裝ふた少年が陣頭に駒を乗出しました。これぞ「八幡愚童記」に「こゝに前少貳入道覺恵が孫、わづかに十二三なるが、矢合のためとて、小鎗を射出たり……」とある太宰少貳經資の三男資時で、まだ十二歳の少年なのであります。

「八幡愚童記」の記事は極めて簡單であります。誠に貴重な資料が胎されたもので、これを軍陣の故實に照らし、當時の戦法に鑑み、武裝・武器を對照して考察致します時、そこに、壯絶、豪華極らない戰場の光景が現像されるのであります。即ち矢合の鎗矢が放たれたとある以上、その前奏曲である岡の聲は必ず軍陣の作法として揚げられた事は確かで、岡の聲が揚る以上、主將である少貳三郎左衛門尉景資がエイ、エイと唱へ、五百騎の勇士は、右側から初めて左側に及ぼす氣持で、オーと唱和した事も、當然推想される事でありませぬ。

尙ほ趣味講演の話題として、さらに一步擴張した解釋が許さるゝならば、矢合の鎗矢を射た資時の武裝も、略見當がつくのであります。それは、この時代の少年武士の初陣の裝ひには一つの型があるからであります。歴史畫家が昔の戦の繪を描きます。あの畫家の立場に於ての話を、私は申して見ませう。當時の殆んど實際を寫したと云はるゝ竹崎季長の「蒙古興來繪詞」に、鎧直垂に脇楯をつけた河野八郎の姿、防疊の上に大鎧をつけてゐる藤吉太郎の姿があります。これは何れも十五六歳の少年武士の標本として見るべきものであります。これは殆んど大人の武裝で、十二歳の資時には、そのまゝ當はめる譯には行きません。で、丁度その年輩の少年の武裝を記録の上から探りました武者繪を描くつもりで、表現を試みますから、資時の英姿を御想像願ひたいのであります。

白地錦の直垂小袴に、楯匂ひの小腹巻、わざと兜はつけずして、小さな型の折烏帽子、銀磨きの鬘當に、金襴輪の太刀鎗高に佩き、蘆毛の胸の六寸ばかりなるに、黒地に金銀の四つ目を散らしたる鞍おいて、燃えたつばかりの厚總をかけ、紫・白の染分手綱を、本滋藤の弓に持

そへ、十五差したる小中黒の矢、かしら高に負ひなし、足掻きもかろく乗出す。かくして、胸の頭を右に廻し、弓手に蒙古軍をじつと見て靜かに抜とつた上差の、銀管のぬための鳴鎗矢、強くひきしめしめしうち番へ、引しぼつてしばし休へました。描いたやうな姿の美しさ、自らなる矢聲と共に、虚空に一條の銀線を惹いて、浦響くまで鳴渡り、蒙古の集團が、どつと動揺めいた光景を想像して戴きたいのであります。伯父の景資が、敵將劉復亨を射て落したのは、それから間もない事でありませぬ。

弓矢は日本古武士の象徴であります。矢合の鎗矢は、日本武士の情緒の具現であります。しかもこの軍陣の儀禮が、外夷蒙古軍を對照としても尙ほ行はれ、博多灣に於ける國際戦争の初矢が、十二歳の少年武士少貳資時によつて放たれました事は、元寇戦史に燦然たる光彩を副ゆるものであります。今日これを識り、これを云ふもの妙いのは遺憾であります。しかもその少年資時の背後にあつて、じつと愛孫の初矢を見守つてゐた七十七歳の老将、少貳資能入道覺恵の姿を想ふとき、祖父と孫との慈愛に彩られて、この劇的光景はさらに感激を倍加するの覺えます。(下略)

弘安の役には、資時は十九歳の青年であつた。元軍來るの報に松浦・龍造寺の一統が固めてゐる壹岐へと、總帥家を代表して出陣したのである。此の状景を、昭和十一年春開催された博多築港記念大博覽會に演藝館に出演した中洲檢番の「榮光の博多」に、水足蘭秋は次の如く歌つてゐる。

榮光の博多 水足蘭秋

第二景 蒙古來 資時出陣(常磐津)

くはし矛、千足の國を侮りて、隸屬となさん下ごゝる、元の始皇が送りたる、初めの使者は龍の口、二度の使は博多濱、斬つて見せる武士の意氣。  
博多の浦を統べ守る、太宰の少貳經資は、戦の用意とゝのへて、心靜かに敵をまつ。  
資時「弓矢ものゝ具の仕度(したて)は出來た。たゞこの上は、心の備へ(そなへ)ちや。」  
佐久良重「男ばかりか、女でも……」  
國に捧ぐる赤心は、手織の布で纏帯を、  
佐久良重「麻も紡げば、管も巻く」  
もしも陸地に寄せたなら、竹の小弓に小竹鳩の、一矢なりとも射放ちて、仇にはちらじ敷鳥の、大和にさける女郎花。  
經資「おゝ、よい覺悟ちや。建國こゝに千五百年、はじめて見たる舉國の一致。でも頼母しい有様ぢやなア。」  
面にかぶ微笑に、決意のほども惚(ほ)れる。  
折から入來る侍は、六日六夜を一鞭に、馳せ返りたる早飛脚。  
經資「鎌倉への御使を終へ、たゞ今歸着つかまつりました。」  
資時「して、上方の、有様は。」  
經資「は、ア。」(感激のこなし)

經資「勿體なくも上皇さまには……」  
九五のたかき御身をば、この國難に代らんと、五十鈴の宮に御祈誓(ごんせい)  
經資「なに、身をすて國を救はんと、御祈誓とな……は、は、は、は、ア。」  
(一同東に向つて平伏、禮拜、感激に肩戰ぐ)



「普天のもと半土の領、わが皇のしろしめす、大和島根を夷等に、  
既時「たゞ一歩も。」

「踏ませてならうか。」

「ついでには資時かねての願ひ、壹岐の島に出陣の儀、いまこそお許  
し下されませい……」

「合浦にちかき壹岐の島、寄せ来る敵の船が、」

「初戦に日の本の……」

「武勇のほどを知らせたく。」

「よくぞ申した。これ、資時。父上資能入道には……」

「八十四歳のよる年を、百道が原に御出陣。太宰少貳の一族が、一人  
残らず戦場に、魁けするも筑紫路の、武將を統ぶる家門の譽。」

「さつと聞くや軍扇の、輝く旭日に勇みたつ、年も十九の若武者が、  
資時「たとへ胡元の夷ども、幾千艘にて寄するとも……」

「我は早船、こぎかけ、こぎかけ、  
橋たふして、早速の梯子、本船に乗り移り、  
縦横に、斬りたて、薙ぎたて、敵將の首かききつて、御實験に供へ申  
さん。」

「お、勇しし、勇しし……」

「初陣の儀には、家重代の、小櫻、父祖の武勇を身につけて、  
天晴れ高名、  
既時「相待ち居るぞ。それ者共、出陣の宴の用意。」  
既時「は、ア。」

「はつと立つたる若武者の、喜び勇む必死の門出。  
佐久良郎「兄上さま。」

既時「佐久良郎。」

「親子兄妹思愛の、きづなもなにか國のため、思ひきつたる忍びの結  
笑顔にうつる露の玉、玉とちりても七度は、生れ變りて大君の、御箱  
とならん大丈夫が、勇んでこそは……」

返 (大薩摩)

「夫れ日の本は神の國、醜の夷の蒙古勢、海を覆ふて寄するとも、い  
かで非望を許すべき、神の咎めは忽ちに、一天星を流せしごとく、空  
を劈く紫電の光り、耳を聳する雷の、鳴りはためくと見る間もなく、  
吹き起りたる神風に、横しづく雨は天兵の、射放つ征箭か、大山の、  
崩るゝごとく大浪に、船は木の葉とひるがへり、十萬餘人の夷ども、  
ふためく暇もあら海の、底の藻屑と消えさりしは、神の守ります大八  
洲、千代萬代の末かけて、彌榮えゆく瑞穂と、ゆゝしくもまた、目出  
度けれ。」

壹岐の島は對馬島と共に、我が國防の第一線で、防備の重要地  
點である。曩に文永の役には、守護代平景隆等奮戦したが、遂  
に自殺して全滅に歸した。されば弘安の役に當つても、必らず  
や敵の要路に當るので、松浦・龍造寺の一統をして之を固めし  
めた。「鎮西要略」に「松浦黨・彼杵・千葉・高木・龍造寺等、  
以三數萬兵、相戰於壹岐瀬戸浦。」と。而して之に將たるべく總  
帥家を代表して遣はされたのが即ち資時であつたのである。交  
通不便で名高い「島も通はぬ玄海灘」の大洋中の一小島たる壹  
岐島に、全く生きて還られぬ即ち文字通の死地に此の大任を負

ふて行いたのである。

果して東路軍の一部は、高麗軍を合せて、弘安四年五月二十一  
日、壹岐に迫つた、資時は之を全島瀬戸浦に邀へ撃ち、寡を以  
て衆に當り、奮戦力闘し寇將康彦等を斬つたが、遂に全滅の悲  
運に遭ひ、其麾下の士と共に、潔く國家に身命を捧げたので  
あつた。「少貳系圖」に云ふ「資時 覺惠孫 弘安四年、與蒙古  
戰於壹岐島前討死」と。

文永十一年蒙古來寇の時、資時年僅かに十二歳にして軍に従ひ  
弘安四年蒙古大舉來寇するや、年十九にして諸軍を統帥し、進  
んで壹岐の瀬戸浦に防戦し、寇將康彦等を斬り、終に此に戦死  
した。此を以て、大正四年十一月十日、御即位の大典に際し、  
從四位を追贈せらるゝの光榮を辱ふした。

資時の墳墓その他に就いて、「贈從四位武藤資時公の事蹟書」  
中に後藤謙太郎は次の如く記してゐる。

少貳資時公の墳墓は、長崎縣壹岐郡箱崎村瀬戸浦宇大久保の戦争場の  
高丘と稱する所に在つて、西向にして、九尺四面、中央に天然石の墓  
標が建てられ(當時のもの)、別に佛像四體、五輪塔四個、石祠一基が  
在り、石祠は六十年前のもので、佛像は年代が古く、後人の尊崇せし  
蹟を想はせます。而して、左右各十米突を隔て、陪塚(從士の墓)と  
も見る可き二つの墳墓が在つて、別に所々古墳が點在してゐます。  
墓所に就ては、瀬戸浦の神職の家にて古來よりお祭をして居り、明治  
三十二年よりは、壹岐郡の官民學校職員兒童等、毎歲五月二十一日墓

前祭を行ひ来て居ります。

又少貳公の墓より西北方、百七十米突の如中に戦死者を合葬したる圓  
形の古墳、千人塚在り、文政年間、土地の神職後藤の祖和泉、齋舎を  
設け、七晝夜の間遊魂を祭り饗めた所でありませう。

少貳公の墓より西方遙かに瀬戸浦市街を隔て、船隈城の跡があり(箱  
崎村大左右解字古場の辻)、位置は瀬戸浦市街の西約三百米突に在つて  
博多灣に面し、其後方に城の井戸の跡が存し、今は「シノマルガウ」  
と稱へますが、壹岐風土記には、城丸川、お城の花川とあります。

少貳公の墓より北西、瀬戸新田(元寇當時の海)に沿へる里道の傍に  
唐人塚が在り、祈願ある人は、刀劍の形、旗類を作つて願解をする慣  
習であります。

資時の遺蹟顯彰の爲め、紀念碑建設の計劃聖聽に達し、明治三  
十七年二月三日、長くも明治天皇には金五拾圓を御下賜あらせ  
らるゝ旨御沙汰を賜はつた。遺蹟顯彰事業は漸く大正十年に竣  
えたが、その記念碑の選文並びに書は、曩に明治三十三年三月  
伯爵松浦詮の躬らしたものであると云ふ。

今上陛下御即位の御大典を記念し奉り、昭和三年九月三日付を  
以て、壹岐十二ヶ町村の崇敬者後藤謙太郎外一千六十六名連署  
して、資時を祭神とする壹岐神社創立の件を出願したが、全七  
年一月九日内務大臣より縣社内定を以て創立を許可せられ、  
十萬九千餘圓の豫算で、社地一千六百五十七坪を擁する壯嚴な  
る神社創建中である。

我が國未曾有の大國難たる元寇兩役に際し、九國二島の總帥たりし太宰少貳の門が本營では經資、戰場では弟景資宰配を揮ひ、それに老人の資能から、子供の資時まで、一家擧つて出征國事に殉じたのは、眞に家門の譽であつた。星霜六百三十餘年大正の大御代に、資能に對しては破格の從三位を、經資・景資の兄弟には何れも正四位を、資時には從四位をそれ／＼御追贈あらせられ、天恩枯骨に及ぶ優渥さ、まことに感激に堪へない次第である。然るに昭和十二年十二月十二日、古賀氏同族會席上に於て、水足蘭秋は、更に次の如き趣旨を述べ、一同の注意を喚起した。

肥後の竹崎季長が文永・弘安の役に赴いた時、その戦争の有様を、畫工に命じて描かしめ、自らその調書を書いた「蒙古襲來繪詞」は、目下帝室の御物になつてゐまして、元寇役を研究する一等資料であります。その繪詞の實寫圖の中に、四つ目結の旗を押し立て、敵船へ押しかけてゐる「太宰少貳經資手物兵船」とある船の中に、朱の中に金の日の丸の軍扇を持つて居られるのがありますが、これは盛經公が盛氏公かでないならばなりません。軍扇は故實により、位の高い人でなくては持たぬものでありまして、此の繪詞の中で軍扇を持つて居られるのは、まづ第一に景資公がすみかゝりの金の日の丸の軍扇を、七分びらきを持つて居られるのを始めとして、日高三郎・菊池武房・竹崎季長・藤吉太郎・□次郎の五人だけが、軍扇を開いて持つてゐるのであります。そして此の少貳家の船に軍扇を開いて持つてゐる公

達、疑がないから、まだ若いやうであります。當時資時公は壹岐に行つて居られたのでありますから、その兄弟でなければならぬと思はれます。盛經公か盛氏公か、まだ一族中參戰された人のあることは、今後大に研究の餘地があると思ふのであります。その傍らに入道された方の居られるのは、資能覺惠公かとも思はれますが、少し若過ぎるやうであります。

以上を以て、古賀家譜上巻を終り、少貳時代後半期及び古賀時代を含む下巻は、他日更に執筆することとせう。

参考文献

- 少貳家の末裔顯はる（九州毎日新聞—明治四十二年二月九日より同十九日に至る九回） 記者
- 少貳の五資と其墳墓（筑紫史談—第八集所載及福岡日日新聞—大正五年一月二十二日より二月九日に至る十七回） 武谷水城
- 少貳四公の殊勳（昭和十二年十二月十二日古賀氏同族會講演筆記） 水足蘭秋
- 伏敵編 山田安榮
- 姓氏家系大辭典 太田亮

384  
513

昭和十三年十月十日印刷  
昭和十三年十月十日發行

福岡縣朝倉郡宮野村烏集院四一〇  
著作人 古賀氏同族會

右責任者 古賀増吉

印刷人 秋山源次郎  
福岡縣久留米市鍛冶屋町二三

印刷所 秋松活版所  
福岡縣久留米市鍛冶屋町二三

終

